

政 府

No.56/2029/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2020年5月25日

政 令

公的開発援助（ODA）資金及び外国ドナー譲許的ローン資金の
管理及び使用に関して

2015年6月19日付政府組織法に基づき；
2015年6月25日付国家予算法に基づき；
2013年11月26日付入札法に基づき；
2014年6月18日付建設法に基づき；
2014年11月26日投資法に基づき；
2014年6月23日環境保護法に基づき；
2014年4月9日付国際条約法に基づき；
2017年11月23日付公的債務管理法に基づき
2019年6月13日付公共投資法に基づき；
2014年6月18日付建設法に基づき；
計画投資大臣の要請を踏まえ；

政府は、公的開発援助（ODA）資金及び外国ドナー譲許的ローン資金の
管理及び使用に関する政令を公布する。

第 1 章
一般規定

第 1 条. 調整範囲

本政令は、ベトナム社会主義共和国の国家又は政府のために提供される、
公的開発援助（ODA）資金、及び外国政府、国際機関、政府間組織又は国家間
組織、外国政府によって権限委任された政府機関（以下、総称して「外国ドナ
ー」という。）の譲許的ローン資金の管理及び使用に関して規定する。

第2条. 適用対象

本政令は、ODA 資金、外国ドナー譲許的ローン資金、ベトナム側のカウンターパート資金の管理及び使用に係る事業に参画又は関係機関、組織、個人に対して適用する。

第3条. 用語解説

本政令において、以下の各々の用語は次のように解釈される：

1. 「ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクト指導委員会（以下、「指導委員会」という。）」とは、ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクト（以下、「プログラム／プロジェクト」という。）の実施を指導、協働、監査するため、関係機関の権限を有する代表者の参画とともに、プログラム／プロジェクトの所管機関によって設置された組織のことをいう。幾つかの必要な場合において、外国ドナーとの合意に基づき、指導委員会は、外国ドナーの代表者を含めることができる。

2. 「ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクト管理委員会（以下、「プロジェクト管理委員会」という。）」とは、一つ又は幾つかのプログラム／プロジェクトの実施を管理する所管機関、プロジェクトオーナーを支援する任務とともに設置された一組織のことをいう。

3. 「プログラム」とは、相互に関連する、又は、一つ若しくは多くのセクター、分野、多くの領土、多くの異なる主体が関連する可能性がある ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する各々の事業、各々のプロジェクトの、一つの集合体のことをいい、一つ又は多くの時期において、一つ又は幾つかの定義された目的を達成させ、実施されることを目的するものである。

4. 「政策枠組みに付随するプログラム」とは、当事者間で合意された規模及び実施ロードマップに従って、経済-社会経発に関する政策、体制、対策の立案及び実施に関するベトナム政府のコミットメントに関連した、ODA 資金／外国ドナー譲許的ローン資金のディスバース要件を有するプログラムのことをいう。

5. 「地域、グローバルにおけるプログラム／プロジェクト（以下、総称して「地域におけるプログラム／プロジェクト」という。）」とは、参画する関係者の利益及び地域又はグローバルにおける総合的な利益のために、定義された目的の達成を目的とした協力事業を実施するため、世界規模又は一つの地域若しくは多くの地域に属する国のグループのために支援されるプログラム／プロジェクトのこと。当該プログラム／プロジェクトへのベトナムの参画は、以下の2つの形態がある：

a) 地域におけるプログラム／プロジェクトにおいて、外国ドナーによって事前に設計された一つ又は幾つかの事業の実施に参画すること；

b) 地域におけるプログラム／プロジェクトの範囲において、プログラム／プロジェクトを形成及び実施するために、ベトナムのための支援事業を実施すること。

6. 「セクター別アプローチプログラム」とは、ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラムのことをいい、それにより、外国ドナーは、一つのセクター、一つの分野の開発プログラムに基づき、そのセクター及び分野の持続的かつ効果的な開発を確保するため、整合的に支援する。

7. 「ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの所管機関（以下、「所管機関」という。）」とは、以下の政治組織の中央機関のことをいう：最高人民検察院；最高人民裁判所；国会の機関；国家会計検査院；国家主席府；（中央政府の）省，（中央政府の）省レベルの機関，政府直轄機関，（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会（以下、総称して「省レベルの人民委員会」という。）；ベトナム祖国戦線，政治-社会組織の中央機関；権限を有する国家機関によって割り当てられた任務を実施する政治社会-職業組織，社会組織，社会-職業組織；ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトを有する公共投資計画を割り当てられたその他の機関，組織。

8. 「ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトドナー」とは、所管機関によってプログラム／プロジェクトの管理又は共同実施を割り当てられたユニットのことをいう。

9. 「ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに対して適用する国内財政スキーム（以下、「国内財政スキーム」という。）」とは、プログラム／プロジェクトのための、国家予算から（支給される）ODA ローン資金／譲許的ローン資金の使用に関する規定のことをいい、以下を含む：

- a) 全額を（国家予算から）支給；
- b) 具体的な転貸割合により一部を転貸；
- c) 全額を転貸；
- d) 転貸方式；信用リスクを負わない，又は信用リスクを負う。

10. 「技術協力プロジェクト」とは、国内及び国外専門家，研修，材料及び資料の提供，調査視察，国内及び国際シンポジウム，機器・設備の支援，モデル事業の構築といった各々の活動を通じて，政策研究，体制，専門，専門業務，能力向上に係る業務を援助することを目的とするプロジェクトのことをいう。技術協力プロジェクトは，独立した技術協力プロジェクト及び投資プロジェクトの準備のための技術協力プロジェクトを含む。

11. 「投資プログラム／プロジェクトの提案」とは，権限を有する機関が投資方針提案報告書又はプレ F/S 報告書を立案することを許可するための根拠となる，背景，必要性，目的，範囲，主な成果，想定される実施時間，想定される資金総額及び資本構造，経済・社会への効果の予備評価，環境影響（ある

場合)、国内財政スキーム及び債務返済バランス方法の提案、並びに所管機関の年間の中期公共投資計画に対する影響を描く資料のことをいう。

12. 「ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約」とは、ODA 資金／譲許的ローン資金の受領、管理及び使用に関連する国際条約法の規定に従った国際条約のことをいい、以下を含む：

a) 「ODA 資金／譲許的ローン資金に関する枠組みの国際条約」とは、以下に関連する国際条約のことをいう：戦略、政策、協力範囲、優先分野；ODA 資金／譲許的ローン資金の提供及び使用において遵守する必要がある原則及び要件；1年又は複数年における ODA 資金／譲許的ローン資金のコミットメント、及び各々の締結者の合意に従ったその他の内容；

b) 「ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約」とは、以下に関する国際条約のことをいう：目的、事業、実施期間、達成されるべき結果；支援、資本、資本構造に係る要件、ローン資金の財政要件及び債務返済スケジュール；管理方法；ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施に係る管理における各々の当事者の任務、責務、権限及び各々の締結者の合意に従ったその他の内容。

13. 「ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意」とは、ベトナム社会主義共和国の政府の名義で締結され、国際条約ではない ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意文書のことをいい、以下を含む：

a) 「枠組みの合意」とは、以下に関連する合意のことをいう：戦略、政策、協力範囲、優先分野；ODA 資金／譲許的ローン資金の提供及び使用において遵守する必要がある原則及び要件；1年又は複数年における ODA 資金／譲許的ローン資金のコミットメント、及び各々の締結者の合意に従ったその他の内容；

b) 「具体的な合意」とは、以下に関連する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意のことをいう：目的、事業、実施期間、達成されるべき結果；支援、資本、資本構造に係る要件、ローン資金の財政要件及び債務返済スケジュール；管理方法；ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施に係る管理における各々の当事者の任務、責務、権限及び各々の締結者の合意に従ったその他の内容。

14. 「予算への支援」とは、ODA 資金／譲許的ローン資金に係る提供方式のことをいい、それにより、外国ドナーとの合意に基づいた目的を達成するために、支援項目は国家予算に投入され、国家予算の規定、手続きに合致した管理、使用がなされ、それらは、全体予算への支援及び目的を有する予算への支援を含む。

15. 「サービス銀行」とは、プロジェクト向けのサービス銀行となる要件に関するベトナム国家銀行の意見に基づき、ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用する各々のプロジェクト向けの各々の取引を実施するため、利用者（プロジェクトオーナー）によって選定された銀行のことをいう。

16. 「ノン・プロジェクト」とは、個別の支援項目の下での無償 ODA 資金を提供する方式のことをいい、会議、セミナー、トレーニング、研究、調査、研修といった活動の一つを実施するための、金銭、現物、商品、専門家といった具体的なプロジェクトを構成しない。

17. 「無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトの実施方針決定（以下、「実施方針決定」という。）」とは、技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクト（投資プロジェクトを準備するための無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクトは含まない）の実施方針に関する政府首相の決定文書のことをいい、以下の主な内容が含まれる：プロジェクト、ノン・プロジェクト及びドナー、共同外国ドナーの名称；所管機関の名称；目的；外国ドナーと協働して技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を所管機関が承認するための根拠となる資金総額。

18. 「無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書（以下、「プロジェクト文書」という。）」とは、技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトの実施の根拠となる、所管機関によって承認された以下を説明する資料のことをいう：背景、必要性、目的、内容、主要な事業、成果、実施期間、経済-社会効果、環境、総資本、資金源及び資本構成、その他の各々のリソース、支援方式、外国ドナーの要件（ある場合）、実施管理組織の形態。

19. 「ODA 資金／譲許的ローン資金」とは、開発援助、社会福祉及び社会保障のために、ベトナム社会主義共和国の国又は政府に対して、外国ドナーが提供する資金源のことをいい、以下を含む：

a) 「無償 ODA 資金」とは、外国ドナーに返済する必要のない ODA 資金項目のことをいう；

b) 「ODA ローン資金」とは、外国ドナーの規定に従った商品及びサービスの調達に関連する拘束条件を有する借款（当館注：「タイドローン」の意）に対して少なくとも 35%、又は拘束条件を有しない借款（当館注：「アンタイドローン」の意）に対して少なくとも 25%を満たしているグラント・エレメントを有する外国借款のことをいう。グラント・エレメントの計算方法は、本政令に添付する付録 I に記載する。

c) 「譲許的ローン資金」とは、商業ローンよりも譲許的条件が良いが、本項 b 号に規定される ODA ローンの基準を満たしていないグラント・エレメントを有する外国借款のことをいう。

20. 「カウンターパート資金」とは、プログラム／プロジェクトの準備及び実施を目的として、ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトにおいて、（現物又は金銭によって）ベトナム側が供与する資金項目のことをいい、中央予算源、地方予算源、プロジェクトオーナー自らの調達、受益対象の供与資金及びその他の合法的な資金源から整えられる。

21. 「混合メカニズムによる資金」とは、プログラム／プロジェクトのための借款の譲許性を高めるため、異なる譲許水準を有する ODA 資金源、譲許的ローン資金源の複数の資金源から組み合わせられた資金項目のことをいう。

第 4 条. ODA 資金／譲許的ローン資金の各々の供与方式

ODA 資金／譲許的ローン資金の各々の供与方式は、以下を含む：

- a) プログラム。
- b) プロジェクト。
- c) ノン・プロジェクト。
- d) 予算への支援。

第 5 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する優先度

1. 無償 ODA 資金は、以下を実施するための使用が優先される：経済-社会インフラ開発プログラム／プロジェクト；能力強化；政策、体制及び改革に係る立案の支援；天災リスクの予防、対応、軽減及び気候変動への適応；社会保障；借款のグラント・エレメントを増すことを目的とした、投資プロジェクトの準備、又は譲許的ローン資金を使用するプロジェクトのための協調融資。

2. ODA ローン資金は、直接資本を回収することができない、医療、教育、職業教育、気候変動への適応、環境保護、不可欠な経済インフラの分野における各々のプログラム／プロジェクトのための使用が優先される。

3. 譲許的ローン資金は、以下のための使用が優先される：政府の ODA ローン資金、外国譲許的ローン資金の転貸に関する法令の規定に従った転貸のためのローンに係るプログラム／プロジェクト；経済-社会インフラ開発分野における国家予算の支出任務に属するプログラム／プロジェクト。

4. その他の優先する各々の場合は、それぞれの時期に応じた各々の外国ドナーの ODA 資金／譲許的ローン資金の誘致、管理及び使用に係る方向性に関する政府首相の決定に従って実施する。

第 6 条. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国家管理における内容及び基本原則

1. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国家管理の内容：

a) ODA 資金／譲許的ローン資金の管理及び使用に関する法規範文書の立案、公布及び実施；

b) 以下の実施を支援するための、それぞれの時期の ODA 資金／譲許的ローン資金の誘致、管理及び使用に係る提言の立案及び実施：5年間の経済-社会開発計画；各々のこれらの資金源の効果的な管理及び使用に係る各々の対策、政策；

c) ODA 資金／譲許的ローン資金の管理及び使用に関する監視、情報提供；

d) 法令の規定に従った、ODA 資金／譲許的ローン資金に係る管理、使用の状況、成果の監査、評価、検査、調査。

2. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国家管理における基本原則：

a) ODA ローン資金／譲許的ローン資金は、投資開発支出のために使用されるとともに、経常支出のために使用されない。以下のために外国ローンを使用しない：納税、各々の種類のローン金額の手数料、金利の支払い、自動車の調達（権限を有する機関によって決定された専用自動車を除く）、プロジェクト完了後の運転プロセスのため予備の資材、機器・設備；土地収用費用、プロジェクト管理委員会の活動費用；

b) 政府は、以下に基づき、ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国家管理を統一する：資金使用の効果及び債務返済能力の確保；（中央政府の）省、中央機関、地方の責務、権限、能力に関連する分権の実施；法令の現行規定に従った、各々の関係機関の管理、監査及び評価に係る協働の確保；

c) 公開性、透明性を確保するとともに、各々のセクター、分野間及び各々の地方間の ODA 資金／譲許的ローン資金の政策、手順、手続き、管理及び使用、ODA 資金／譲許的ローン資金の実施状況及び使用の成果に関する説明責任を重視する；

d) 政府のウェブサイトシステム（chinhphu.vn；mpi.gov.vn；mof.gov.vn；mofa.gov.vn）において各々の外国ドナーの優先する協力、分野に係る政策に関して情報を開示する；

d) ODA 資金／譲許的ローン資金の管理及び使用において汚職、紛失、浪費を防止し、法令の規定に従って、これらの各々の違反を防止及び処理する；

e) 国家予算に属する投資開発支出項目の確定方式：公共投資法、国家予算法、建設法及び各々の関係法令の文書の規定に従って実施される各々の投資開発支出項目の確定。

第7条. ODA ローン資金／譲許的ローン資金に対する国内財政スキームの適用原則

1. 中央予算の支出任務に属するプログラム／プロジェクトに関して：中央予算から ODA ローン資金，外国譲許的ローン資金の全額を支給する。

2. 地方予算の支出任務に属する投資プログラム／投資プロジェクトに関して：政府の ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸に関する法令の規定に従って，中央予算から ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の一部又は全額を転貸する。

官民パートナーシップ（PPP）プロジェクトにおいて国の参画部分となる，ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用する地方予算の支出任務に属するプログラム／プロジェクトに関して：ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸に関する法令の規定に従って，中央予算から ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の全額を転貸する。

3. 全額又は一部の資金を回収する可能性を有するプログラム／プロジェクトに関して：政府の外国譲許的ローン資金の転貸に関する法令の規定に従って，中央予算から ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の全額又は一部を転貸する。

第8条. ODA 資金／譲許的ローン資金の管理及び使用に係る手順，手続き

1. ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクト；無償 ODA 資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクト；投資プロジェクトを準備する無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクトに関して：

- a) プログラム／プロジェクトに係る提案を立案，選定，承認する；
- b) 承認されたプログラム／プロジェクトに係る提案に関して，外国ドナーに正式に通知する；
- c) プログラム／プロジェクトに係る投資方針を立案，審査，決定する；
- d) プログラム／プロジェクトに係る投資方針の決定に関して，外国ドナーに正式に通知するとともに，支援の検討を要請する；
- d) プログラム／プロジェクトに係る投資を立案，審査，決定する；
- e) ドナーの規定に従って，以下の各々の手続きのいずれかを実施する：国際条約の締結；ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意の署名；無償 ODA 資金を使用する投資プロジェクトに関する交換文書の署名；
- g) 実施を管理するとともに，財務を管理する；
- h) 完了，成果の譲渡。

無償 ODA 資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクト，及び投資プロジェクトを準備する無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクトは，本項 a 号及び b 号の規定に従って実施する必要はない。

2. 無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに関して：

- a) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の立案；
- b) 本政令第 23 条第 1 項に規定するプロジェクト／ノン・プロジェクトに対する実施方針の決定；
- c) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の審査，承認；
- d) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認に関して，外国ドナーに正式に通知するとともに，支援の検討を要請する；
- d) ドナーの規定に従って，以下の各々の手続きのいずれかを実施する：国際条約の締結；無償 ODA 資金に関する合意の署名；技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに関する交換文書の署名；
- e) 実施を管理するとともに，財務を管理する；
- g) 完了，成果の譲渡。

3. 予算への支援項目に関して：

- a) 予算への支援項目の受領方針の立案，決定；
- b) 予算への支援項目のための ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約，合意の締結；
- c) 実施を管理するとともに，財務管理をする；
- d) 完了，成果の譲渡。

4. 混合メカニズムによる資金を使用するプログラム／プロジェクトに関して：所管機関は，本条第 1 項に規定する ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに対する手順，手続きを実施する。

第 9 条. 予算への支援項目の受領方針

1. 全体予算への支援項目の受領方針を決定する手順，手続きは，以下のとおり規定される：

- a) 各々の（中央政府の）省，政府直轄機関，（地方政府の）省レベルの人民委員会が所管機関である全体予算への支援項目の場合：主管機関は，計画投資省及び財政省に，以下を明確に記載した予算への支援項目に関する資料を添付した文書を送付する：背景，必要性，目的，内容，主要な事業，成果，経済-社会効果；総資本，資金源及び資本構成，その他の各々のリソース；予算への支援項目の受領要件，権利及び義務；支援方式及び管理実施形態；地方の予

算収支，ローン資金の使用方法，地方予算の債務返済能力及び債務返済の清算に係るコミットメント（（地方政府の）省レベルの人民委員会に全額転貸する全体予算への支援項目に対して）；

b) 財政省が所管機関である国家予算のための全体予算への支援項目の場合：財政省は，計画投資省に，以下の内容を明確に記載した予算への支援項目に関する資料を送付する：中央予算の収支状況，予算の支出超過を補填する方策案；

c) 本項 a 号に規定される使用に基づき，財政省は，以下を評価するとともに，計画投資省に送付する：国家予算の支出状況；国家予算への支援の各々の受領要件；借款，ローン資金を使用する方策，転貸に関するローンメカニズムの提案を有する中央予算及び地方予算（（地方政府の）省レベルの人民委員会に全額転貸する全体予算への支援項目に対して）；

d) 本項 b 号，c 号の規定に従った財政省の意見，及び各々の関係機関の意見を取りまとめたものに基づき，計画投資省は，主導し，以下に関して政府首相に報告する；必要性，目的，内容，主要な事業，成果，経済-社会効果，総資本，資金源及び資本構成，その他の各々のリソース，予算への支援項目の受領要件，権利及び義務，支援方式及び管理実施形態；

d) 政府首相は，規定に従った全体予算への支援項目の交渉，締結，受領の基礎となる，予算への支援項目の受領方針を検討し，決定する；

2. 目的を有する予算への支援項目の受領方針を決定する手順，手続きは，以下のとおり規定される：

a) 所管機関は，計画投資省及び財政省に，以下を明確に記載した，本条第 1 項 a 号の規定に従った，予算への支援項目に関する資料を添付した文書を送付する：セクター，分野の予算状況，及び各々の目的のための資金の使用方策のドラフト；

b) 財政省は，以下を評価するとともに，計画投資省に送付する：セクター，分野の予算状況；各々の目的を実施するための予算への支援の受領能力；予算への支援の各々の受領要件；各々のコミットメントの実施；

c) 本項 b 号の規定に従った財政省の意見，及び各々の関係機関の意見を取りまとめたものに基づき，計画投資省は，主導し，以下を明確にして（政府首相に）報告し，政府首相が目的を有する予算への支援の受領方針を承認する：目的を有する予算への支援項目を使用するプログラム／プロジェクト；各々の省庁のための資金配分計画の方策；

d) 政府首相は、具体的なプログラム／プロジェクトのリストとともに、目的を有する予算への支援項目の受領方針を検討し、承認する。目的を有する予算への支援項目を使用する具体的なプログラム／プロジェクトに対する投資決定の立案、審査に係る手順、手続きの実施は、関係法令の規定に従うものとする；

d) 目的を有する予算への支援項目を使用する具体的なプログラム／プロジェクトが確定していない場合、計画投資省は、主導し、財政省及び各々の関係機関と協働し、適切な受領方策に関して、政府首相に報告する。

第 10 条. 地域におけるプログラム／プロジェクトへの参画

1. 地域におけるプログラム／プロジェクトの所管機関が確定されていない場合：外国ドナーの地域におけるプログラム／プロジェクトへの参画に係る提案に基づき、計画投資省は、主導し、関係機関と協働し、（政府首相に）地域におけるプログラム／プロジェクトへの参画に係るベトナムの方針及び当該プログラム／プロジェクトの所管機関を提出し、政府首相が検討し、承認する。

2. 地域におけるプログラム／プロジェクトの所管機関が確定されている場合：所管機関は、計画投資省に、参画した時のベトナムの権利及び義務を明確に記載した予算への支援項目に関する外国ドナーの地域におけるプログラム／プロジェクトに係る資料を添付した文書を送付する。計画投資省は、主導し、各々の関係機関と協働し、（政府首相に）地域におけるプログラム／プロジェクトへの参画方針を提出し、政府首相が検討し、承認する。

3. 地域におけるプログラム／プロジェクトの範囲において、プログラム／プロジェクトを立案及び実施するため、外国ドナーが ODA 資金／譲許的ローン資金を供与する場合：本条第 1 項、第 2 項の規定に従った地域におけるプログラム／プロジェクトの参画方針に関する政府首相の承認及びプログラム／プロジェクトの種類に基づき、所管機関は、本政令第 2 章又は第 3 章の規定に従って、投資方針及び投資決定の立案、審査、決定、又は、実施方針及びプロジェクト文書の立案、審査、決定を実施する。

第 11 条. 民間セクターの ODA 資金／譲許的ローン資金へのアクセス

1. ODA 資金／外国ドナー譲許的ローン資金の供与に係る政策に合致することにより、民間セクターは ODA 資金／譲許的ローン資金にアクセスすることができる。

2. 民間セクターに対する ODA 資金／譲許的ローン資金のアクセス及び使用形態は、以下を含む：

a) （中央政府の）省、中央機関、（地方政府の）省レベルの人民委員会が使用するプロジェクト準備及び投資家選定準備の支援に係る資金、PPP に関する法令の現行規定に従った PPP プロジェクトに国家が参画する部分及び ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、具体的な合意に従った ODA 資金／譲許的ローン資金へのアクセス；

b) 所管機関による民間セクターへの支援に係るプログラム／プロジェクトの実施参画を通じた、ODA 資金／譲許的ローン資金のアクセス及び使用。

第 2 章

ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクト；
無償 ODA 資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクト；
投資プロジェクトを準備するための無償 ODA 資金を使用する
技術協力プロジェクトに係る
投資方針及び投資決定の立案，審査，決定

第 1 節

プログラム／プロジェクトに係る投資方針の
立案，審査，決定

第 12 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定の権限

1. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する国家目標プログラム，国家重要プロジェクト及び公共投資プログラムに係る投資方針決定の権限は，公共投資法第 17 条第 1 項，第 2 項の規定に従って実施する。

2. 政府首相は，以下のプログラム／プロジェクトに係る投資方針を決定する：

- a) 本条第 1 項に規定するプログラム／プロジェクトを除く，ODA ローン資金及び譲許的ローン資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクト；
- b) 以下の各々の場合における，無償 ODA 資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクト：グループ A 及びグループ B のプログラム／プロジェクト；政策枠組みに付随するプログラム／プロジェクト；国防，安全保障，宗教の分野におけるプログラム／プロジェクト；セクター別アプローチプログラム；政府首相による許可が与えられなければならない部分に属する各々の種類の商品の調達；地域における各々のプログラム／プロジェクトへのベトナムの参画；

c) 投資プロジェクトを準備するための，各々の外国ドナーの ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する技術協力プロジェクト。

3. 所管機関の長は，グループ C の無償 ODA 資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクトに対する投資方針を決定する。

第 13 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの提案

1. プログラム／プロジェクトの提案の承認に係る手順，手続き：

a) 各々の（中央政府の）省，中央及び地方機関は，法令の規定に従って，ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの提案を立案し，計画投資省，財政省及び各々の関係機関に送付する；

b) 財政省は、公的債務管理法の規定に従って、主導して、グラント・エレメントを確定し、各々の公的債務安全指標に対する新規の借款の影響を評価し、国内財政スキームを確定し、政府首相に報告すると同時に、計画投資省に送付する；

c) 計画投資省は、プログラム／プロジェクトの提案に関し、各々の関係機関に意見照会文書を送付する。本項 b 号の規定に従った財政省の意見、及び各々の関係機関の意見を取りまとめたものに基づき、計画投資省は、以下を行う：プログラム／プロジェクトの必要性に係る評価；実現可能性、経済-社会への効果に係る評価；予備的な環境影響評価（ある場合）及び中期公共投資計画に対するプログラム／プロジェクトの影響；適切なプログラム／プロジェクトの提案を選定するとともに、（政府首相に）提出し、政府首相が検討し、決定する；

d) 政府首相は、以下の各々の内容に係るプログラム／プロジェクトの提案を検討し、決定する：プログラム／プロジェクトの名称；ドナー、共同外国ドナー（ある場合）の名称；所管機関の名称；目的、想定規模；想定実施期間；想定される投資総額及び資本構成；想定される国内財政スキーム及びその他の各々の関連内容。

2. プログラム／プロジェクトの提案の検討に係る書類及び期間：

a) 書類：本政令に添付される付録Ⅱの様式に従った、プログラム／プロジェクトの提案；プログラム／プロジェクトの提案を（権限を有する機関）に提出し、権限を有する機関が承認するための所管機関の要請文書；その他の各々の関係資料（ある場合）；

b) 計画投資省に送付する資料の数は、8 セットとする；

c) 財政省に送付する資料の数は、3 セットとする；

d) 計画投資省及び財政省が規則に合致した十分な書類を受領した日から、プログラム／プロジェクトの提案に関して検討し、政府首相に提出する期間は、45 日を超えないものとする。

書類が規則に合致していない、又は、プログラム／プロジェクトの提案内容が、本条第 3 項の規定に合致していない場合、計画投資省及び財政省は、所管機関に対してプログラム／プロジェクトの提案に係る内容を完全に整えることの要請を、書面による意見を行うものとする。

3. プログラム／プロジェクトの提案に係る選定基準：

a) 以下に合致していること：経済-社会開発に係る戦略、マスタープラン、計画：公的債務安全指標及び債務返済能力；ODA 資金／譲許的ローン資金を誘致するための方向性；外国ドナーの ODA 資金／譲許的ローン資金の供与に係る優先度の方向性；

b) 経済-社会、環境に関する効果性及び持続可能性を確保していること；

c) ODA 資金，譲許的ローン資金，カウンターパート資金に係る（収支）バランス能力に合致していること；

d) 提案されたプログラム／プロジェクトの内容が，権限を有する機関に承認された投資方針又は投資決定に重複していないこと。

4. 外国ドナーの同じ ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する多くのプロジェクトに関して：各々のプロジェクトの所管機関が合意し，書面でもって権限を委任した場合，権限を委任された機関は，本条第 1 項，第 2 項，第 3 項の規定に従って，ODA 資金項目／譲許的ローン資金項目のための共通のプログラム／プロジェクトとして，立案，選定，承認の手順を実施する。政府首相に承認されるプログラム／プロジェクトの提案に基づき，各々のプロジェクトの所管機関は，本政令第 14 条，第 15 条，第 16 条，第 17 条，第 18 条及び第 19 条の規定に従って，それぞれのプロジェクトの投資方針決定に係る手順，手続きを実施する。

5. 無償 ODA 資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクト，及び投資プロジェクトを準備するための無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクトは，本条の規定に従って実施してはならない。

第 14 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定の手順，手続き

1. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する国家目標プログラム，国家重要プロジェクトに係る投資方針決定の手順，手続きは，公共投資法第 19 条，第 20 条，第 21 条及び第 25 条第 5 項の規定に従って実施する。

2. 政府の権限に属する ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する公共投資プログラムに係る投資方針決定の手順，手続きは，公共投資法第 22 条及び第 25 条第 6 項の規定に従って実施する。

3. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するグループ A プロジェクトに係る投資方針決定の手順，手続きは，公共投資法第 23 条及び第 25 条第 7 項の規定に従って実施する。

4. グループ A プロジェクトを除く，政府首相の権限に属する ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定の手順，手続きは，公共投資法第 25 条第 8 項の規定に従って実施し，具体的には以下のとおり：

- a) 所管機関は，計画投資省に，投資方針提案報告書を送付する；
- b) 計画投資省は，主導して，投資方針提案報告書，資金源及び資本（収支）バランス能力を審査し，政府首相に提出する；
- c) 政府首相は，投資方針を検討し，決定する。

5. 所管機関の長の権限に属するプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定の手順、手続きは、公共投資法第 25 条第 9 項の規定に従って実施し、具体的には以下のとおり：

a) 所管機関は、投資方針提案報告書に関し、計画投資省、財政省及び関係機関に意見照会を行う；

b) 各々の機関の意見に基づき、所管機関は投資方針の審査を実施するとともに、決定する。

6. 計画投資省は、プログラム／プロジェクトに係る投資方針の決定、承認に関して外国ドナーに正式に通知するとともに、支援の検討を要請する。

7. プレ F/S 報告書、投資方針提案報告書が、承認されたプログラム／プロジェクトの提案の内容と比較して変更がある場合：所管機関は、本政令第 15 条第 1 項 b 号の規定に従って、プレ F/S 報告書、投資方針提案報告書の審査（結果の）意見書において承認されたプログラム／プロジェクトの提案と比較した各々の変更内容を、具体的に報告書に追加する。

8. 環境影響に係る予備評価は、プレ F/S 報告書又は投資方針提案報告書における内容の一つとする。権限を有する機関は、公共投資法第 99 条の規定に従って、投資方針を決定するため、環境影響に係る予備評価を根拠とする。環境影響に係る予備評価の内容は、公共投資法の幾つかの条項を施行するための詳細規定に関する政府の規定に従って実施する。

第 15 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係るプレ F/S 報告書、投資方針提案報告書の審査に係る書類、内容及び期間

1. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係るプレ F/S 報告書、投資方針提案報告書の審査に係る書類は、以下を含む：

a) 本政令に添付する付録Ⅳの様式に従った、プログラム／プロジェクトに係る投資方針決定の権限を有する機関に要請する意見書；

b) 本政令に添付する付録Ⅳb の様式に従った、プログラム／プロジェクトに係るプレ F/S 報告書、投資方針提案報告書の審査に係る意見書；

c) 権限を有する機関によるプログラム／プロジェクトに係る提案の承認文書；

d) ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針に関する、所管機関による内部評価の結果報告書；

d) 本政令に添付する付録Ⅲの様式に従った、プログラム／プロジェクトに係るプレ F/S 報告書又は投資方針提案報告書；

e) 事前段階におけるプログラム／プロジェクトの実施状況に係る評価報告書（事前段階で実施し、新たな段階において継続して実施するプログラム／プロジェクト）；

g) 公共投資法第 23 条第 1 項 c 号の規定に従って、（地方政府の）省レベルの人民委員会によってプレ F/S 報告書が準備された ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するグループ A プロジェクトに対する、（地方政府の）省レベルの人民評議会の意見；

h) その他の各々の関係資料（ある場合）。

2. 審査評議会又は審査を主導する機関に送付する審査書類の数は、少なくとも 10 セットとする。

3. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する公共投資プログラムに係る投資方針の審査内容は、以下を含む：

a) 公共投資プログラムを確定する各々の基準との整合性；

b) 審査に提出された書類の内容における、法令の各々の規定の遵守；

c) 以下の各々の目標との整合性：戦略；地域，国の経済-社会開発計画；セクター，分野の開発マスタープラン；マスタープランに関する法令の規定に従った，関連するマスタープラン；

d) 公共投資法第 29 条に規定する各々の内容，その中におけるプログラムの基本的な内容を具体的に審査し，以下を含む：目標，範囲，規模，投資対象，期間，実施スケジュール及び配分予定の資金；各々の資金源及び資本バランス能力；各々の資金源及びその他のリソースの調達；

d) 経済-社会，環境保護及び持続的発展への効果。

4. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針の審査内容は，以下を含む：

a) 投資の必要性；

b) 審査に提出された書類の内容における，法令の各々の規定の遵守；

c) 以下の各々の目標との整合性：戦略，マスタープランに関する法令の規定に従った，関連する計画及びマスタープラン；

d) 公共投資法の規定に従った，プロジェクトの分類に係る基準との整合性；

d) 公共投資法第 30 条, 第 31 条に規定する各々の内容, その中におけるプログラムの基本的な内容を具体的に審査し, 以下を含む: 目標, 規模, 投資状況, 範囲, 立地, 使用する土地面積, 期間, 実施スケジュール, 主要な技術選定の方策, 環境保護対策, 各々の資金源及び資本バランス能力; ローン資金を使用する場合, 資金回収及び債務返済に係る能力; 配分予定の資金;

e) 経済-社会, 環境保護及び持続的発展への効果。

5. プログラム/プロジェクトに係るプレ F/S 報告書, 投資方針提案報告書を主導して審査する機関は, プログラム/プロジェクトに係るプレ F/S 報告書, 投資方針提案報告書の審査プロセスにおいて, 公共投資法第 33 条の規定に従って, プログラム/プロジェクトの資金源及び資本バランス能力の審査を割り当てられた機関に意見照会をする責務を負う。

6. 審査評議会又は権限を主導する機関が規則に合致した十分な書類を受領した日からの, プログラム/プロジェクトに係る投資方針提案報告書, プレ F/S 報告書の審査期間は, 以下のとおり:

a) 国家目標プログラム: 60 日を超えない;

b) 公共投資プログラム (国家目標プログラムを含まない): 45 日を超えない;

c) グループ A プロジェクト: 45 日を超えない;

d) 本項 a 号, b 号, c 号の規定以外のプロジェクト: 30 日を超えない;

書類が規則に合致していない, 又は, プログラム/プロジェクトに係るプレ F/S 報告書, 投資方針提案報告書の内容が, 公共投資法第 29 条, 第 30 条, 第 31 条の規定に合致していない場合, 書類を受領した日から 10 日を超えない期間において, 審査評議会又は審査を主導する機関は, 書類を追加するか, 又はプログラム/プロジェクトに係るプレ F/S 報告書, 投資方針提案報告書の審査に係る内容を完全に整えることに関し, 書面による意見を, 審査提出機関に送付するものとする。

7. プログラム/プロジェクトに係るプレ F/S 報告書, 投資方針提案報告書の審査期間を延長する必要がある場合, 審査評議会又は審査を主導する機関は, 以下をしなければならない:

a) 国会, 政府, 政府首相による投資方針決定の権限に属するプログラム/プロジェクトに係るプレ F/S 報告書, 投資方針提案報告書の審査期間の延長に係る許可を得るために, 政府首相に報告する;

b) 所管機関による投資方針決定の権限に属するプログラム／プロジェクトに係る投資方針提案報告書の審査期間の延長に係る許可を得るために、所管機関の長に報告する；

c) 延長期間は、本条第6項に応じて規定された審査期間を超えない。

8. グループ A プロジェクトに係るプレ F/S 報告書、プログラム／プロジェクトに係る投資方針提案報告書の審査評議会又は審査を主導する機関は、以下の規定に従って、審査報告書を送付する：

a) 公共投資プログラムに関して：所管機関及び投資方針決定の権限を有する機関に送付する；

b) 政府首相の権限に属するグループ A プロジェクトに関して：政府首相に提出するため、公共投資法第 23 条第 4 項の規定に従って実施する；

c) 本項 a 号、b 号の規定以外のプロジェクトに関して：審査提出機関及び投資方針決定の権限を有する機関に送付する。

第 16 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針の権限を有する機関への提出書類及び決定期間

1. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針の権限を有する機関への提出書類は、以下を含む：

a) 本政令第 15 条第 1 項に規定する各々の資料；それらにおける、審査評議会又は審査を主導する機関の審査報告書に従って完成された、本政令第 15 条第 1 項 a 号、b 号に規定する意見書及びプレ F/S 報告書、投資方針提案報告書における各々の内容；

b) 本政令に添付する付録 IVc の様式に従った、プログラム／プロジェクトに係る投資方針に関する審査評議会又は審査を主導する機関の審査報告書。

2. 本条第 1 項に規定するプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定の権限を有する機関に提出する書類の数は、5 セットの資料とする。

3. 投資方針決定の権限を有する機関が規則に合致した十分な書類を受領した日からの、プログラム／プロジェクトに係る投資方針の決定期間は、以下のとおり：

a) 公共投資プログラム（国家目標プログラムを含まない）：20 日を超えない；

b) グループ A プロジェクト：15 日を超えない；

c) 本項 a 号， b 号の規定以外のプロジェクト：10 日を超えない。

4. 権限を有する機関がプログラム／プロジェクトに係る投資方針を決定した日から 15 日の期間以内に， 所管機関は， 権限を有する機関に承認されたプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定を， 計画投資省， 財政省に送付する。

第 17 条. 事前に実施する各々の事業

所管機関は， プログラム／プロジェクトに係る実施の準備段階において， 以下を含む事前に実施する各々の活動を実施する：

1. 投資方針が権限を有する機関に決定された後， 所管機関は以下を実施する：

a) プログラム／プロジェクト文書の審査及び投資決定プロセスにおいて， 再定住に係る政策枠組みを立案し， （権限を有する機関に） 提出し， 権限を有する機関が承認する；

b) 請負業者の選定計画を立案する； 関心募集書類， 予備審査募集書類， 入札募集書類， 要請書類を作成する。

2. 事前に実施する各々の事業を実施するための資金は， プロジェクトオーナーによって， プロジェクト準備資金から配分される。

第 18 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定の主な内容

1. プログラム／プロジェクトの名称。

2. ドナー， 共同外国ドナーの名称。

3. 所管機関の名称。

4. 目標， 規模。

5. 立地， 期間。

6. 投資総額， 以下を含む資金構成：

a) 無償 ODA 資金， ODA ローン資金／譲許的ローン資金（元の通貨に従って計算する）；

b) カウンターパート資金。

7. プログラム／プロジェクトに対する国内財政スキーム及び転貸方法。

第 19 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針の調整

1. プログラム／プロジェクトに係る投資方針の調整に係る決定権限は、公共投資法第 34 条第 1 項の規定により実施する。

2. 本政令第 18 条の規定による投資方針決定の内容が変更となるような調整をプログラム／プロジェクトが有する場合、投資方針の調整に係る決定の手順、手続きは、以下のとおり実施される：

a) 公共投資プログラム、国家重要プロジェクト、グループ A プロジェクトに関して：公共投資法第 34 条第 2 項 a 号、b 号及び c 号の規定に従って実施する；

b) グループ A プロジェクトを除く、政府首相による投資方針決定の権限に属するプログラム／プロジェクトに関して：本政令第 14 条第 4 項の規定に従って実施する；

c) 所管機関の長による投資方針決定の権限に属するプログラム／プロジェクトに関して：本政令第 14 条第 5 項の規定に従って実施する；

d) 権限を有する機関に提出した書類及びプログラム／プロジェクトに係る投資方針の調整に係る決定期間は、本政令第 15 条、第 16 条の規定に従って実施され、それにおいて、投資方針決定と比較して、理由及び変更内容を明確にする。

3. 為替レートの変動により、プログラム／プロジェクトの総投資額の調整が発生し、ODA 資金、外国譲許的ローン資金は減少するが、本政令第 18 条の規定による投資方針決定の残りの各々の内容の変更を引き起こさない場合、所管機関は、本条第 2 項に規定する投資方針の調整に係る決定の手順、手続きを実施する必要はない。

第 2 節

プログラム／プロジェクトに係る投資の立案、審査、決定

第 20 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資決定の権限

1. 政府首相は、以下の ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの投資を決定する：

a) 国会によって投資方針が決定された国家目標プログラム、国家重要プロジェクト；

- b) 政府によって投資方針が決定された公共投資プログラム；
- c) 国防，安全保障，宗教の分野における，各々の外国ドナーの ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクト。

2. 所管機関の長は，本条第 1 項の規定以外の ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資を決定するとともに，各々のプログラム／プロジェクトに係る投資効果に関して責務を負う。

第 21 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資の立案，審査，決定の手順

1. 公共投資法第 41 条の規定に従って実施する。
2. 公共投資法第 44 条の規定及び関係法令の各々の規定に従って立案されたプログラム／プロジェクトの F/S 報告書は，外国ドナーの様式に従った各々の内容を考慮し，投資方針決定の内容との整合性を確保するとともに，ベトナムと外国ドナーとの間の規程，手続きを調和させる。
3. 書類，内容，審査期間，プログラム／プロジェクトの投資方針決定は，公共投資法第 45 条の規定及び公共投資法の幾つかの条項を施行するための詳細規定に関する政府の規定に従って実施し，それらにおいては以下のとおり：
 - a) プログラム／プロジェクトが国家予算から全額又は一部を転貸する場合，プロジェクトオーナーは，財政能力，債務返済方法を証明する各々の書類，及び公的債務に関する法令のガイダンスに従ったその他の各々の資料を添付して，送付する；
 - b) 外国語でのプログラム／プロジェクトに各々の関係書類は，ベトナム語の翻訳版を添付しなければならない；
 - c) 権限を有する機関が投資決定を公布した日から 15 日以内を期限として，所管機関は，プログラム／プロジェクトに係る投資決定に関し，外国ドナー及びプロジェクトオーナーに対して通知すると同時に，計画投資省，財政省及び各々の関係機関に，実施の監査及び協働のための所管機関による割印を有する承認されたプログラム／プロジェクトの F/S 報告書を添付して，投資決定（正本又は公証済の謄本）を送付する。

第 22 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの調整

1. プログラム／プロジェクトの調整決定に係る権限は，公共投資法第 43 条第 3 項の規定に従って実施する。
2. プログラム／プロジェクトの調整は，公共投資法第 43 条第 1 項，第 2 項に規定する各々の場合において実施される。

3. プログラム／プロジェクトの調整に係る立案，審査の内容，手順，手続きは，公共投資法第 43 条の規定及び公共投資法の幾つかの条項を施行するための詳細規定に関する政府の規定に従って実施する。

4. 実施プロセスにおけるプログラム／プロジェクトの内容の調整が，投資方針決定の主な内容の変更を引き起こす場合：所管機関は，プログラム／プロジェクトの調整に係る手順，手続きを実施する前に，本政令第 19 条の規定に従って，投資方針の調整を実施する。

5. 実施プロセスにおけるプログラム／プロジェクトの内容の調整が，ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約，具体的な合意の改正，補充，延期を引き起こす場合：権限を有する機関によって調整を承認されたプログラム／プロジェクトに係る投資方針決定，投資決定に基づき，所管機関は，提案機関と協働して，ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約，具体的な合意に係る改正，補充の実施を締結する。

第 3 章

無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト， ノン・プロジェクトに係る実施方針の立案，審査，決定 及び文書の承認

第 23 条. 技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る実施方針の承認及び技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認の権限

1. 政府首相は，以下の各々の場合において，無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る実施方針を承認する：政策枠組みに付随するプロジェクト；安全保障，国防，宗教の分野におけるプロジェクト／ノン・プロジェクト；政府首相による許可が必要な各々の種類の商品の調達；地域におけるプログラム／プロジェクトへのベトナムの参画。

2. 所管機関の長：

a) 本条第 1 項に規定する各々の場合に対する政府首相による実施方針の決定に基づき，技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を承認する；

b) 本条第 1 項の規定以外の各々の場合においての技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を承認するとともに，実施方針の決定に係る手順，手続きを実施する必要はない。

第 24 条. 技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の立案

所管機関は，外国ドナーと協働し，本政令に添付する付録 V 及び VI の様式に従って，プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を立案する。

第 25 条. 政府首相の権限に属する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトの実施方針の決定に係る手順, 手続き

1. 所管機関は、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を添付した、権限を有する機関への承認要請文書を、計画投資省に送付する。

2. 本条第 1 項に規定する規則に合致した書類を受領した日から 5 営業日以内を期限として、計画投資省は、各々の関係機関に意見照会文書を送付する。計画投資省の文書を受領した日から 10 日以内を期限として、意見照会を求められた各々の機関は、計画投資省に書面によるコメントを送付する。

3. 各々の関係機関の書面によるコメントを受領した日から 5 営業日以内を期限として、計画投資省は（コメントを）とりまとめ、（政府首相に）提出し、政府首相が検討し、決定する。

4. 政府首相は、以下の各々の内容を含む、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る実施方針を検討し、決定する。

a) プロジェクト／ノン・プロジェクトの名称；

b) ドナー、共同ドナー（ある場合）；

c) 目標；

d) 総額及び資金構成（無償 ODA 資金及びカウンターパート資金）。

5. 各々の関係機関の意見を取りまとめた後にプロジェクト／ノン・プロジェクトの文書が充実していない場合、計画投資省は、所管機関に、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の内容を充実させるよう要請する文書を送付する。

第 26 条. 技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の審査及び決定に係る手順, 手続き

1. 本政令第 23 条第 1 項に規定するプロジェクト／ノン・プロジェクトに関して：所管機関は、審査を実施しない。所管機関の長は、プロジェクト／ノン・プロジェクトの承認を決定するため、実施方針決定を根拠とする。

2. 本政令第 23 条第 1 項の規定以外のプロジェクト／ノン・プロジェクトに関して：

a) 所管機関は、主導して審査する；計画投資省、財政省、各々の関係機関に対し、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書及びその他の各々の関係書類（ある場合）を添付して、意見照会の文書を送付する；

b) 規則に合致した書類を受領した日から 10 日以内を期限として、意見照会を受けた機関は、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の内容及び関連する必要不可欠な問題に関して書面でコメントし、それらにおける以下の各々の内容に留意する：必要性及び各々の目標、主要な成果；資金源及び資金（収支）バランス能力、財政スキーム；外国ドナーの要件（ある場合）及びベトナム側の対応能力；

c) 以下を含むプロジェクト／ノン・プロジェクトの審査内容：省庁、地方、実施ユニット及び受益ユニットの具体的な開発目標へのプロジェクト／ノン・プロジェクトの適合性；実施形式の適合性；資金及び資金（収支）バランス能力、財政スキーム；主要な項目のための予算割当における合理性；外国ドナー及び参画する当事者（ある場合）のコミットメント、必要不可欠な条件及その他の各々の要件；効果、得られた成果を実際に活用できる能力、及び終了後の持続可能性；当事者間で合意された意見又は異なる意見；

d) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る審査書類は、以下を含む：プロジェクトオーナーによるプロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認提出文書；プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書のドラフト；各々の関係機関の書面によるコメント；及び、以下のようなその他の各々の関係資料（ある場合）：プロジェクト／ノン・プロジェクトの内容に合意したドナーの文書、支援を検討する通知又はコミットメント、ドナーとの覚書、ドナーの要請に応じて実施した審査専門家チームによる報告書；

d) 審査結果に基づき、所管機関の長は、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認を決定する；

e) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の審査期限は、規則に合致した十分な（書類を）受領した日から、20 日を超えないものとする。

g) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る無償 ODA 資金の規模が 20 万米ドル以下の場合、所管機関の長は、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を承認するとともに、各々の関係機関に意見照会することを強制されない。

3. プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書が承認された後、所管機関は、実施の監査及び協働のため、計画投資省、財政省及び各々の関係機関に対し、所管機関による割印を有するプロジェクト／ノン・プロジェクトに係る承認された文書及び各々の関係資料を添付して、通知する。

4. 技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書に係る承認決定の主な内容：

a) プロジェクト／ノン・プロジェクトの名称；

b) ドナー、共同外国ドナー（ある場合）の名称；

- c) 所管機関, プロジェクトオーナーの名称 ;
 - d) 実施期間, 実施地点 ;
 - d) 目標, 事業及び成果 ;
 - e) 管理体制 ;
 - g) 資金総額及び以下を含む資金構成 : 無償 ODA 資金 (ドナー国の通貨をベトナムドンに換算) 及びカウンターパート資金 (ベトナムドン) ;
 - h) その他の各々の内容。
5. 計画投資省は, 外国ドナーに正式に通知するとともに, 支援の検討を要請する。

第 27 条. 実施方針決定及び技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定の調整

1. 実施方針決定に関して :
 - a) 所管機関は, 調整するプロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を添付して, 本政令第 25 条第 4 項に規定される実施方針決定の内容と比較した変更に関して, 計画投資省に書面で送付する ;
 - b) 計画投資省は, 主導し, 関連する各々の変更内容に関して, 各々の関係機関に意見照会し, (ある場合) 無償 ODA 資金の規模の変更に関して外国ドナーと意見交換とともに, (意見を) とりまとめ, 政府首相に提出する ;
 - c) 政府首相は, プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る実施方針の調整を検討し, 決定する。
2. プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定に関して :
 - a) 所管機関は, 調整するプロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を添付して, プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定内容と比較した変更に関して, 計画投資省, 財政省及び各々の関係機関に書面で送付する ;
 - b) 計画投資省, 財政省及び各々の関係機関の意見に基づき, 所管機関の長は, プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の調整に係る承認を決定する ;
 - c) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る無償 ODA 資金の規模が 20 万米ドル以下の場合, 所管機関の長は, プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定を調整するとともに, 各々の関係機関に意見照会することを強制されない ;

d) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の内容変更が、本政令第 23 条に規定する承認権限を超える状況を引き起こす場合、所管機関は、本政令第 25 条に規定する実施方針の決定に係る手順、手続きを実施する；

d) 本政令第 23 条第 1 項に規定するプロジェクト／ノン・プロジェクトに関して：所管機関の長は、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の調整の承認を決定するため、本条第 1 項の規定に従った実施方針の調整決定を根拠とするとともに、各々の関係機関に意見照会する必要はない。

第 4 章 ODA ローン資金／譲許的ローン資金に係る 国際条約及び合意の締結

第 1 節 ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約の締結

第 28 条. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約の締結を提案する根拠

1. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する枠組みの国際条約の締結を提案する根拠は、ベトナム及び外国ドナーによる働きかけの結果、ベトナム及び外国ドナーの戦略及び ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する開発協力政策、優先分野、又は、具体的なプログラム／プロジェクトに繋がるプログラム／プロジェクトに係る投資方針の承認の決定である。

2. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約の締結を提案する根拠：

a) ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクト、及び無償 ODA 資金を使用する投資プログラム／投資プロジェクトに関して：承認されたプログラム／プロジェクトに係る F/S 報告書、及びプログラム／プロジェクトに係る投資決定；

b) 無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに関して：プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認の決定、及びプロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書。

第 29 条. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約の締結提案機関

1. 最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、（中央政府の）省、（中央政府の）省レベルの機関、政府直轄機関は、自身の機関に属するプログラム／プロジェクトのために、無償 ODA 資金に関する具体的な国際条約の締結を提案し、政府に提出する機関である。ただし、本条第 3 項に規定する場合を除く。

2. 財政省は、本条第3項、第4項に規定される無償 ODA 資金を除き、ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトのために、ODA ローン資金／譲許的ローン資金、無償 ODA 資金に関する枠組み及び具体的な国際条約の締結を提案し、政府に提出する機関である。

3. ベトナム国家銀行は、ベトナム国家銀行が代表となる各々の金融機関及び国際銀行による、借款に関連していない無償 ODA 資金に関する具体的な国際条約の締結を提案し、政府に提出する機関である。

4. 計画投資省は、本条第1項、第2項及び第3項の規定以外のプログラム／プロジェクトのための、借款に関連しない無償 ODA 資金に関する枠組み及び具体的な国際条約の締結を提案し、政府に提出する機関である。

第 30 条. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約の締結、改正、補充及び延長に係る手順、手続き

1. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約の締結、改正、補充及び延長に係る手順、手続きは、国際条約及び公的債務に関する法令の規定に従って実施する。

2. プロジェクトの区分毎のスケジュールに従って、複数の国際条約を締結した、ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに関して：

a) 最初の借款のために署名された国際条約に関して：本条第1項の規定を実施する；

b) 継続借款のために署名された国際条約に関して：継続の借款の需要に関する所管機関の提案；投資決定において、権限を有する機関によって承認された ODA ローン資金／譲許的ローン資金の限度額；署名された各々の国際条約に係るプロジェクトスケジュール及びディスバース結果に基づき、財政省は、主導し、所管機関及び各々の関係機関と協働し、継続借款の価値を確定し、ドナーと意見交換し、合意するとともに、本条第1項に規定する手順、手続きを実施する。

3. 国際条約において司法省の法的な意見が求められる場合、法的な意見の付与に関する現行法令の規定に従った十分な書類を受領した後、司法省は、法令の規定に従って、法的意見を付与する手続きを行う。

第 2 節

ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意の締結

第 31 条. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意の締結を提案する根拠

1. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する枠組み合意に関して：締結を提案する根拠は、ベトナム及び外国ドナーによる働きかけの結果、ベトナム及び外国ドナーの戦略及び ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する開発協力政策、優先分野、又は、具体的なプログラム／プロジェクトに繋がるプログラム／プロジェクトに係る投資方針の承認の決定である。

2. ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する具体的な合意に関して：締結を提案する根拠は、ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する枠組みの国際条約又は枠組みの合意（枠組みの国際条約又は枠組みの合意の締結を有する場合において）及びプログラム／プロジェクトの投資決定である。

3. 無償 ODA 資金に関する具体的な合意に関して：ドナーが締結を要請する場合、無償 ODA 資金に関する合意の締結を提案する根拠は、無償 ODA 資金に関する枠組みの国際条約（国際条約の締結を有する場合において）、及び、権限を有する機関によって承認されたプロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書又は F/S 報告書（投資プロジェクトに関して）。

第 32 条. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意の締結に係る提案機関

1. 最高人民裁判所，最高人民検察院，国家会計検査院，（中央政府の）省，（中央政府の）省レベルの機関，政府直轄機関は，自身の機関に属するプログラム／プロジェクトのために，無償 ODA 資金に関する具体的な合意の締結を提案し，政府首相に提出する機関である。ただし，本条第 3 項に規定する場合を除く。

2. 財政省は，本条第 3 項に規定される無償 ODA 資金を除き，ODA ローン資金／譲許的ローン資金，無償 ODA 資金を使用するプログラム／プロジェクトのために，ODA ローン資金，譲許的ローン資金，無償 ODA 資金に関する枠組み及び具体的な合意の締結を提案し，政府首相に提出する機関である。

3. 計画投資省は，本条第 1 項，第 2 項の規定以外のプログラム／プロジェクトのための借款に関連しない無償 ODA 資金に関する枠組み及び具体的な合意の締結を提案し，政府首相に提出する機関である。

第 33 条. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意の締結，改正，補充及び延長に係る手順，手続き

1. ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の締結に係る手順，手続きは，以下のとおり実施する：

a) 本政令第 31 条の規定及び所管機関の要請に基づき，財政省は，外国ドナー又は外国レンダーが ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する合意のドラフトを送付するよう，要請する；

b) 財政省は，ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意に係る交渉を（政府首相に）提出し，政府首相が承認する。交渉に関して政府首相に提出される資料は，以下を含む：交渉方針の提案及び転貸の提案に係る文書（ODA ローン資金／譲許的ローン資金を転貸する場合において）；ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意ドラフト；プロジェクトに係る投資決定；

c) 政府首相による交渉の承認に基づき、財政省は、ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意ドラフトに対する、外務省、司法省及び各々の関係機関への意見照会を行う。意見照会をされた各々の機関は、意見照会文書及び関係資料を受領した日から15日以内を期限として、書面でもって財政省に回答する；

d) 財政省は、主導して、各々の関係機関と協働し、ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意ドラフトに関して、外国ドナー又は外国レンダーと交渉する。

d) 交渉結果に基づき、財政省は、外国ドナー又は外国レンダーとのODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意に係る署名を（政府首相に）提出し、政府首相が決定する。

e) 政府首相による決定に基づき、財政大臣又は政府首相によって権限を委任された者は、外国ドナー又は外国レンダーと、ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意を署名する；

g) 混合メカニズムによる資金に関する合意に関して：財政省は、本項に規定する締結に係る手順、手続きを実施する；

h) プロジェクトの区分毎のスケジュールに従って、ODA ローン、譲許的ローンの複数の合意を締結した、ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに関して：応じて署名された枠組みの国際条約で確定された借款の価値に基づき、財政省は、主導し、所管機関及び各々の関係機関と協働し、本項に規定する締結に係る手順、手続きを実施する。

2. ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の改正、補充、延長に係る手順、手続きは、以下のとおり実施する：

a) 所管機関は、ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の改正、補充、延長に係る要請文書を、財政省に送付する；

b) 財政省は、ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の改正、補充、延長に係る要請に関し、外務省、司法省及び各々の関係機関に意見照会を行う。意見照会をされた各々の機関は、意見照会文書及び関係資料を受領した日から15日以内を期限として、書面でもって財政省に回答する；

c) 財政省は、意見をとりまとめるとともに、ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の改正、補充、延長に係る内容を、（政府首相に）報告し、政府首相は承認する；

d) 政府首相による承認に基づき、財政省は、外国ドナー又は外国レンダーと、ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の改正、補充、延長に係る手続きを実施する；

d) ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の改正，補充，延長が，権限を有する機関によって承認されたプログラム／プロジェクトに係る投資方針承認決定の変更を引き起こす場合：所管機関は，本項 a 号，b 号，c 号，d 号の規定に従った ODA ローン資金／譲許的ローン資金の合意の改正，補充，延長に係る手順，手続きを実施する前に，本政令第 19 条の規定に従って，投資方針の調整を実施する。

3. 無償 ODA 資金に関する合意の締結，改正，補充，延長に係る手順，手続きは，以下のとおり実施する：

a) 締結提案機関は，合意ドラフトに関し，外国ドナーと議論するとともに，合意する；

b) 締結提案機関は，合意ドラフトに関して，外務省，司法省及び各々の関係機関に，意見照会を行う。意見照会をされた各々の機関は，意見照会文書及び関係資料を受領した日から 15 日以内を期限として，書面でもって回答する責務を有する；

c) 締結提案機関は，合意ドラフトを完成させるために外国の当事者と再度意見交換するとともに，政府首相に締結を提出する；

d) 政府首相による締結を許可する決定を得た後，政府首相によって進めることについて権限を委任された機関の長は，外国ドナーと合意を署名する；

d) 無償 ODA 資金に関する合意の改正，補充に関して：外務省，司法省及び各々の関係機関の意見のとりまとめに基づき，締結提案機関は，（政府首相に）提出し，政府首相が検討し，決定する。

4. ODA 資金／譲許的ローン資金の合意において司法省の法的な意見が求められる場合，法的な意見の付与に関する現行法令の規定に従った十分な書類を受領した後，司法省は，法令の規定に従って，法的意見を付与する手続きを行う。

5. ドナーが無償 ODA 資金に関する合意の署名を要請しない場合：権限を有する機関によって承認されたプロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書に基づき，所管機関又はベトナム国家銀行（ベトナム国家銀行が代表となる各々の金融機関及び国際銀行に関して）及びドナーは，関係法令の規定に合致したプロジェクト／ノン・プロジェクトを実施するため，コミットメントに関する文書を交換するとともに，無償 ODA 資金を受領する；実施の監査及び協働のため，計画投資省，財政省及び各々の関係機関に，正本の写しを送付する。

6. ドナーがプロジェクト／ノン・プロジェクトの実施に係る合意の署名を要請する場合：所管機関は、国際条約、ODA 資金／譲許的ローン資金の合意及び関係法令の各々の規定に違反しないという原則に基づき、内容を立案、交渉し、ドナーと署名する。

第 5 章

プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの実施管理

第 34 条. プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトに係る各々の管理体制の形式

自らのユニットのプログラム／プロジェクトの規模、特徴、具体的な要件、管理体制能力、及び ODA 資金、外国ドナー譲許的ローン資金の管理体制に関する決定に基づき、投資決定者は、以下のとおり、プログラム／プロジェクトに係る各々の管理体制のうちの一つを適用することを決定する：

1. 投資プログラム／投資プロジェクトに関して：公共投資管理及び建設投資管理に関する法令の規定に従う。

2. 無償 ODA 資金を使用する各々の技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに関して：

a) 所管機関は、プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの実施を直接管理、処理する、又は、プロジェクトオーナーの権限に属する一つのユニットに対して実施に係る直接の管理、処理を割り当てる。無償 ODA 資金の規模が 20 万米ドル以下である技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに関して、所管機関、投資家は、プロジェクト／ノン・プロジェクトの実施に係る管理、処理のために、自身の専門機関を利用することができるプロジェクト管理委員会を設置しなければならないことを強制しない。

b) 外国ドナーがプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの全てを直接管理する（場合）：プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトに係る文書、又は ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、合意の内容が、外国ドナーがプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの全てを直接管理することを規定している場合、所管機関の長、プロジェクトオーナーは、外国ドナーと協働する直轄ユニットに、プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトのスケジュール及び品質の監査、並びに各々の成果の開発及び活用に係る任務を割り当てる。

c) 外国ドナーがプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの一部を直接管理する（場合）：プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトに係る文書、又は ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、合意の内容が、外国ドナーがプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの一部を直接管理し、ベトナム側が残りの部分を管理することを規定している場合、所管機関、プロジェクトオーナーは、ベトナムの現行規定及び外国ドナーとのコミットメントに従って、ベトナム側が請け負う部分を管理するため、プロジェクト管理委員会の設置を決定する。

3. その他のプログラム／プロジェクトに関して、所管機関は以下の形式のうちから一つを決定する：

a) 新規のプロジェクト管理委員会を設置する；

b) 新規のプログラム／プロジェクトの管理、実施のために、活動中のプロジェクト管理委員会を活用する：所管機関、プロジェクトオーナーは、活動中のプロジェクト管理委員会に対して、新規のプログラム／プロジェクトの管理、実施に係る任務を追加する決定を公布する；

c) プロジェクトオーナーがプログラム／プロジェクトを管理、実施する；

4. 以下を管理、実施するために、プロジェクト管理委員会を設置する：大規模、ハイテクの適用、安全保障、国防に関連するプログラム／プロジェクト；資金源の特殊性又はプロジェクト管理委員会を設置しなければならない管理、実施モデルを有するプログラム／プロジェクト；ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意に従って、プロジェクト管理委員会を設置しなければならないとの規定を有するプログラム／プロジェクト。

5. プロジェクトオーナーは、以下に対し、十分に要件、プロジェクト管理及び実施能力を有する直轄の専門機関を利用する：小規模プロジェクト；（住民）参加型プロジェクト。

6. プログラム／プロジェクトの実施業務の一部又は全体を管理するコンサルタントを雇用する。

第 35 条. プロジェクト管理委員会の設置

1. 投資決定を有した日から 30 日以内に、所管機関の長は、プロジェクト管理委員会の設置に係る決定を公布する。プロジェクトオーナーが十分な法人格を有している場合、所管機関の長は、プロジェクトオーナーに、プロジェクト管理委員会の設置に係る決定を公布する権限を委任することができる（建設投資管理に関する規定に従って設置する、専門分野プロジェクト管理委員会、地域プロジェクト管理委員会の場合を除く）。

2. 新規のプロジェクト管理委員会の設置が本政令第 34 条第 3 項 a 号の規定に従う場合：プロジェクト管理委員会の設置に係る決定は、以下を規定する文書を添付しなければならない：組織体制；機能、義務；責務、権限及び権限委任；プロジェクト管理委員会の幾つかの枢要な役職の割当てに係る提案書。

3. 本政令第 34 条第 3 項 b 号の規定に従って、新規のプログラム／プロジェクトを管理するために、活動中のプロジェクト管理委員会を利用する場合：公布されたプロジェクト管理委員会設置決定に基づき、所管機関の長又はプロジェクトオーナーは、活動中のプロジェクト管理委員会に係る機能、任務の追加、調整を進め、新規のプログラム／プロジェクトを管理するため、新規の口座及び印鑑を作成する。

4. 本政令第 34 条第 3 項 c 号の規定に従って、プロジェクトオーナーがプログラム／プロジェクトを自ら管理する場合：プロジェクトオーナーにプロジェクトの実施管理の責務を負うように割り当てた所管機関の長の決定に基づき、投資決定を有した日から 30 日以内に、プロジェクトオーナーは、法令の現行規定に従って、プログラム／プロジェクトに係る各々の管理活動を実施する直轄のユニット、個人に対して、業務を分担し、追加の任務を割り当てる決定を公布する。本決定に従い、兼任又は専門で働く、少なくとも 1 名の管理に関するフォーカルポイントの幹部及び 1 名の財務を監視するフォーカルポイントの幹部を配置しなければならないとともに、その職務に合致した専門性及び専門業務を有しなければならない。

5. プロジェクト管理委員会の設置決定を公布した日から 15 日以内に、法人格を有する所管機関の長又はプロジェクトオーナーは、所管機関の長からプロジェクト管理委員会の組織及び活動規程を公布する権限を委任される。プログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意において、プロジェクト管理委員会のプロジェクト管理の組織体制、義務及び権限がある場合、これらの規定は、プロジェクト管理委員会の組織及び活動規定において十分に具体化し、反映されなければならない。

第 36 条. プログラム／プロジェクトの実施の管理における所管機関の任務、権限

1. 以下を含む、プログラム／プロジェクトの実施を管理する機関の設置を決定すること：プロジェクトオーナー；プログラム／プロジェクト指導委員会（必要不可欠な場合）。

2. 5 年間の中期公共投資計画における、5 年間の ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの中期実施計画を立案及び承認すること。

3. プログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画を承認すること；プログラム／プロジェクトの年間の実施計画をとりまとめるとともに、承認すること。

4. 入札に関する現行法令、ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意における規定に従って、入札業務を主導する。

5. 計画の実施状況に係る監視、検査を実施する；投資に関する法令の規定及び本政令の監査及び評価に関する規定に従って、実施状況を監査及び評価し、プログラム／プロジェクトのスケジュール及び品質を的確に実施し、設定された目標を達成することを確保する。

6. 各々の主観的な原因、損失、浪費、汚職、及び公共投資に関する法令の規定に従った自らの管理権限に属する ODA 資金／譲許的ローン資金の管理業務及び使用における各々の過ちによって発生する費用に関して責務を負う。

7. プログラム／プロジェクトの ODA 資金／譲許的ローン資金に関する法令，具体的な国際条約，合意の規定に従って，その他の任務及び権限を実施する。

第 37 条. プログラム／プロジェクトの実施管理におけるプロジェクトオーナーの任務，権限

1. 所管機関の決定に基づき，プログラム／プロジェクトの管理及び実施に係る組織を設置する。

2. 準備，実施の時から，プログラム／プロジェクトが開発，使用される段階に至る時まで，プログラム／プロジェクトの ODA 資金／譲許的ローン資金，カウンターパート資金に係る効果的な管理及び使用に関して責務を負う。

3. プログラム／プロジェクトの実施に係る 5 年間の中期計画，総合計画及び年間計画を立案するとともに，（所管機関に）提出し，所管機関が承認する。国家予算から全額又は一部を転貸するプログラム／プロジェクトに関して，カウンターパート資金がプロジェクトオーナーによって配分される場合，プロジェクトオーナーが年間のカウンターパート資金計画の立案，承認に関する責務を負う。

4. プログラム／プロジェクトの処理，監査及び評価業務を提供する，四半期毎の事業計画を立案する。

5. 入札に関する現行法定，ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約の規定に従って，入札業務を実施する。

6. 権限に応じて，各々の契約の実施を交渉，締結，監査するとともに，発生する障害を処理する。

7. 地方自治体と協働し，法令，プログラム／プロジェクト（建設投資プロジェクトに関して）に対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約，具体的な合意の規定に従って，賠償，支援及び再定住に係る業務を実施する。

8. プログラム／プロジェクトのスケジュール及び品質を的確に実施し，設定された目標を達成することを確保することを目的として，監査，評価に関する法令の規定，及び本政令の複数の規定に従って，プログラム／プロジェクトに係る監査及び評価を実施する。

9. プロジェクト管理委員会に以下を指導する：法令の規定に従った，プログラム／プロジェクトに係る会計処理，会計，決算，会計検査の実施；プログラム／プロジェクトに係る終了報告書及び決算報告書の作成；プログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約，合意における，プログラム／プロジェクトの財産，成果物の資料を会計検査及び引継ぎするとともに，プロジェクトの閉鎖に関する規定を遵守する。

10. 経済、社会、環境に損害を引き起こし、プログラム／プロジェクトの一般的な目標及び効果に影響を与えるプログラム／プロジェクトの実施管理業務における、権限に属する損失、浪費、汚職及び過失に関して全面的に責務を負う。

11. 国家予算から全額又は一部を転貸するプログラム／プロジェクトに関して、プロジェクトオーナーは、権限を有する公的金融機関、銀行と締結した各々の転貸要件に従って、転貸資金を十分にかつ時宜に返済する責務を有する。

12. プログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する法令、具体的な国際条約、具体的な合意の規定に従った、その他の任務及び権限。

13. 本政令の規定及び関係法令のその他の規定に従って、自らの権利及び義務の範囲において、法令及び所管機関の前に責務を負う。

第 38 条. プログラム／プロジェクトの実施管理におけるプロジェクト管理委員会の任務、権限

1. プロジェクト管理委員会設置決定に従って、プロジェクトオーナーによって割り当てられたプロジェクト管理委員会の任務、権限。

プロジェクトオーナーは、プロジェクト管理委員会に対し、プログラム／プロジェクトの実施管理プロセスにおいて、自らの権限に属する文書の決定又は締結に係る権限を委任することが出来る。権限の委任は、プロジェクト管理委員会設置規定又はプロジェクトオーナーによる具体的な権限委任文書において規定されなければならない。

2. プロジェクト管理委員会は、複数のプログラム／プロジェクトの管理に係る任務を割り当てられることが出来るが、プロジェクトオーナーによって同意されるとともに、原則を確保しなければならない：それぞれのプログラム／プロジェクトは、法令の現行規定に正しく従って、中断されないとともに、管理及び決算される。管理及び監査に関する幾つかの業務を実施する要件を十分に有していない場合において、プロジェクト管理委員会は、プロジェクトオーナーの同意を得て、各々の当該業務を実施するコンサルタントを雇用することが出来る。

3. プロジェクト管理委員会は、プロジェクトオーナーに報告するため、プロジェクトオーナーによって割り当てられた各々の業務を実施する任務を有し、以下を含む：

- a) プログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画及び年間計画の立案；
- b) プログラム／プロジェクトの実施準備及び実施；
- c) 入札、契約管理、並びに賠償、支援及び再定住業務に関連する各々の事業の実施；

- d) プログラム／プロジェクトのディスバース，財務及び財産管理；
- d) プログラム／プロジェクトの実施状況の監視及び評価；
- e) 完了後におけるプログラム／プロジェクトの成果を査収及び引渡しするための準備；プログラム／プロジェクトの財産の清算，決算，会計検査，引継ぎに係る業務の完了；プログラム／プロジェクトの終了報告書及び決算報告書；プログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約，合意におけるプロジェクトの閉鎖に関する規定の実施；
- g) プロジェクトオーナーによって割り当てられたプログラム／プロジェクトの範囲における各々のその他の任務の実施。

4. プログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する法令，具体的な国際条約，合意の規定に従った，その他の任務及び権限。

5. 本政令の規定及び関係法令のその他の規定に従って，自らの権利及び義務の範囲において，法令及び所管機関の前に責務を負う。

第 39 条. プログラム／プロジェクトを管理するコンサルタントの雇用

1. プログラム／プロジェクトを管理するコンサルタントの組織は，プロジェクトオーナーと締結した契約に従って，各々の業務及びコミットメントを実施するとともに，関係法令の現行規定を遵守する責務を有する。

2. プロジェクトオーナーは，入札を通じてプログラム／プロジェクトを管理するコンサルタントの選定を実施するとともに，各々の現行規定に従ってコンサルタント契約を署名する。プログラム／プロジェクトを管理するコンサルタントの雇用形態を適用する時，プロジェクトオーナーは，コンサルタントの契約実施（状況）の検査，監査を実施するための，自らの機関に属する専門ユニット又はフォーカルポイントを指名する。

第 40 条. ODA 資金及び譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトのための，外国資本源による公共投資計画の立案，審査，承認及び割当て

1. ODA 資金及び譲許的ローン資金による公共投資計画の立案，審査，承認及び割当ては，公共投資法第 3 章の規定及び公共投資法の幾つかの条項を施行するための詳細規定に関する政府の規定に従って実施する。

2. 公的機関及び企業に転貸する国内財政スキームを適用する各々の外国ドナーの ODA 資金及び譲許的ローン資金は，公的管理債務法及びその他の関係法令の各々の規定に従って実施される。

3. 権限を有する機関によって投資家が決定された各々のプログラム、プロジェクト、新規のプロジェクトは、資金配分期間が、グループ A プロジェクトは 6 年を、グループ B プロジェクトは 4 年を、グループ C プロジェクトは 3 年を超えないことを確保しなければならない。上記の期限を適用しない場合、政府首相は、中央予算源を使用する各々のプロジェクトに関して、プロジェクトを実施するための資金配分期間を決定する。

ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施期間は、プログラム／プロジェクトが権限を有する機関によって資金を配分された時点から起算する。

第 41 条. ODA 資金／譲許的ローン資金，カウンターパート資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画の立案，承認

1. プログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画は、プログラム／プロジェクトの実施の全期間に立案されるとともに、各々のコンポーネント、各々の項目、活動グループ、対応する資金源（ODA 資金、譲許的ローン資金、カウンターパート資金）の全額を確保するとともに、想定される実施スケジュールを添付しなければならない。

2. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、合意を締結した日から 30 日以内を期限として、権限を有する機関によって承認された F/S 報告書、プログラム／プロジェクト文書、プログラム／プロジェクトに係る投資決定、及びプログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、合意に基づき、プロジェクトオーナーは、外国ドナーと協働し、プログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画を立案又はレビュー、更新し、（所管機関に）提出し、所管機関が検討及び承認する。

3. プログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画を承認した日から 5 営業日以内を期限として、プログラム／プロジェクトの所管機関は、プログラム／プロジェクトの監査、評価及び実施の協働のために、プログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画を添付した承認決定を、計画投資省、財政省及び各々の関係機関、並びに外国ドナーに送付する。

第 42 条. ODA 資金，譲許的ローン資金，カウンターパート資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施に係る年間計画の立案，承認

1. 所管機関によって承認されたプログラム／プロジェクトの実施に係る総合計画に基づき；実際のディスバース状況及びプログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、合意に従ったディスバース計画に基づき、プロジェクトオーナーは、プログラム／プロジェクトの実施に係る年間計画を検討し、（所管機関の長に）提出し、所管機関の長が承認する。ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施に係る年間計画は、所管機関の投資に係る年間計画の一部である。

2. プログラム／プロジェクトの実施に係る年間計画の内容は、各々のコンポーネント（技術協力コンポーネント及び建設投資コンポーネントに分けて）、各々の項目及び主な事業、カウンターパート資金を含む各々の資金源に関する詳細情報を有するとともに、想定される実施スケジュールを添付しなければならない。

3. 所管機関によって承認された後、年間計画は、プロジェクトオーナーが、プログラム／プロジェクトの運用、監査及び実施状況の評価を実施するため、四半期毎の実施計画を立案するための根拠となる。

4. 毎年、現行規定に従って経済-社会開発計画及び国家予算の概算を作成する時点において、所管機関は、プログラム／プロジェクトの実施に係る年間計画を、所管機関の年間の公共投資計画及び予算計画に統合する。所管機関の年間の予算計画に基づき、計画投資省は投資資金計画をとりまとめるとともに財政省と協働し、年間の経済-社会開発及び予算に掛かる計画を（政府に）提出し、政府は、（国会に）提出し、国会が可決するために、検討し、承認する。

5. プログラム／プロジェクトの実施に関する年間計画の任務を割り当てる規程、手続きは、年間の経済-社会開発計画の任務の割当てに関する法令の現行規定に従って実施する。

6. プログラム／プロジェクトの実施に係る年間計画を承認した日から5日以内を期限として、プロジェクトオーナーは、プログラム／プロジェクトの監査、評価、実施を協働するために、プログラム／プロジェクトの実施に係る年間計画を添付した承認決定を所管機関に送付するとともに、所管機関を通じて計画投資省、各々の関係機関及び外国ドナーに送付する。

7. 国家予算から全額を転貸するプログラム／プロジェクトに関して：毎年、経済-社会開発計画及び国家予算の概算を作成する時点において、プロジェクトオーナーは、プログラム／プロジェクトに係る実施計画を立案し、ODA資金／譲許的ローン資金計画を（所管機関に）提出し、所管機関は承認するとともに、実施状況を監視、監査するため、計画投資省、財政省及び転貸の権限を委任された機関に送付する。所管機関、プロジェクトオーナーは、プログラム／プロジェクトの実施スケジュールに従ったカウンターパート資金の十分な（収支）バランスについて自ら責務を負う。

8. 国家予算から一部を転貸するプログラム／プロジェクトに関して：それぞれのプログラム／プロジェクトの構成要素の特徴（全額を（国家予算から）支給又は転貸）に応じて、プロジェクトオーナーは、本条第1項、第2項、第7項の規定に従った、それぞれのプログラム／プロジェクトのコンポーネントに対応するプログラム／プロジェクトの計画を立案及び提出する規程を適用する。

第 43 条. プログラム／プロジェクトの実施準備及び実施のためのカウンターパート資金

1. カウンターパート資金は、プログラム／プロジェクト（各々の事前の実施事業がある場合は、それらを含む）の実施準備及び実施のために、十分に確保されなければならない。カウンターパート資金の資金源、資金額及び構成は、所管機関と外国ドナーとの間で合意されたプログラム／プロジェクトの支出内容に合致するとともに、権限を有する機関によって審査されるとともに投資決定された F/S 報告書、プログラム／プロジェクトに係る文書において反映されなければならない。

2. カウンターパート資金は、以下の各々の費用項目に使用される：

a) プロジェクト管理委員会の活動に係る費用（給与、ボーナス、手当、事務所、業務手段、管理費用）；

b) 設計審査、総見積りの承認、投資、建築に係る各々の手続きの完了、及びその他の必要な管理手続きに係る費用；

c) 請負業者選定プロセスに関連する費用；

d) プログラム／プロジェクトの管理及び実施業務に係る会議、セミナー、トレーニング、訓練のための費用；

d) 国際的な技術、経験、技能の受入れ及び普及に係る費用；

e) プログラム／プロジェクトの広報、公告及び各々のコミュニティー活動に係る費用；

g) 現行規定に従った、各々の種類の税金、通関手数料、保険料の支払いに係る費用；

h) 外国の当事者に支払われなければならない、利息金、手付金、コミットメント・フィー及びその他の各々の種類の関連費用；

i) 設備の受入れ及び国内輸送に係る費用（ある場合）；

k) 決算、完了した決算の審査に係る費用；

l) 補償、土地収用及び再定住に係る費用；

m) プログラム／プロジェクトの幾つかの基本的な事業の実施に係る費用（調査、技術設計、施工；幾つかの建設工事、幾つかの機器・設備の調達）；

n) 以下のための費用：監査及び評価事業；プログラム／プロジェクトの監査及び品質検定、査収、引渡し、決算に係る監査及び検査；

o) 予備費及びその他の合理的な各々の費用。

3. 国家予算から全額を支給されたプログラム／プロジェクトに関して：所管機関は、予算管理の分権に従うとともに、法令の規定に従ったその他の各々の財源からの所管機関の年間の予算計画において、カウンターパート資金の（収支）バランスに係る責務を有するとともに、プログラム／プロジェクトの支出内容に応じた基本的な建設、公共事業に係る資金源に従って明確に区分する；権限を有する機関によって承認された F/S 報告書又はプログラム／プロジェクトに係る文書において規定するスケジュールに合致した、十分かつ時宜のカウンターパート資金の配分を確保するとともに、プログラム／プロジェクトに対する法令、ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、合意の規定に合致して、投資を決定する。

4. 全額を転貸するプログラム／プロジェクトに関して：プロジェクトオーナーは、自らカウンターパート資金を調達する、又は、転貸契約署名前に、規定に従って、プログラム／プロジェクトのためのカウンターパート資金を十分に確保するために、（所管機関に）提出し、所管機関が決定する。

5. 混合財政スキーム（国家予算及び転貸からの支給）を有するプログラム／プロジェクトに関して：所管機関、プロジェクトオーナーは、転貸契約の締結前に、関係法令の各々の規定に合致した、プログラム／プロジェクトのためのカウンターパート資金を十分に配分する。

6. 承認又は署名時点が年間予算の概算の立案時期に一致しておらず、カウンターパート資金が配分されていない、国家予算からの支給対象であるプログラム／プロジェクトに関して：所管機関は、計画投資省及び財政省に対し、（所管機関の）権限に従って処理するために、書面でもって要請する、又は、年間予算の概算への追加を、（権限を有する機関に）提出し、権限を有する機関が検討し、決定する。

支援の検討がなされたプログラム／プロジェクトの実施準備及び実施のためのカウンターパート資金に係る計画を立案した時点が、予算の年間計画の立案時期に一致しない場合、所管機関は、既に配分された総資本において（支出）バランスを取る。自ら（支出）バランスを取ることが出来ない場合、所管機関は、計画投資省及び財政省に対し、資金を仮払いし、その後、次年度の計画から差し引くよう、（権限を有する機関に）提出し、権限を有する機関が決定することに係る検討要請を書面でもって送付する。

7. カウンターパート資金源は以下を含む：国家予算及び国家のその他の各々の資金源；プロジェクトオーナーの資金（ODA 資金／譲許的ローン資金を転貸する場合に関して）；政府首相の決定に従った、外国ドナーの ODA 資金／譲許的ローン資金。

8. カウンターパート資金源からの各々の支出項目に対する支出基準は、国家予算に係る支出制度及び関係法令の各々の規定に従って実施する。

第 44 条. プログラム／プロジェクトに対する税及び手数料

プログラム／プロジェクトに対して適用する税及び手数料は、税及び手数料に関する現行法令、ベトナム社会主義共和国がメンバーである国際条約の規定に従って実施される。同じ問題に関して、国内法令と締結された国際条約との間に相違がある場合、当該国際条約の規定を適用する。

第 45 条. 賠償、支援及び再定住

プログラム／プロジェクトの実施における賠償、支援及び再定住は、現行法令及びベトナム社会主義共和国がメンバーである国際条約の規定に従って実施する。同じ問題に関して、国内法令と締結された国際条約との間に相違がある場合、当該国際条約の規定を適用する。

第 46 条. 入札

1. 請負業者の選定は、ベトナムと外国ドナーとの間の国際条約の規定に従って実施する；ベトナム社会主義共和国がメンバーである国際条約が、入札法の規定と異なる請負業者の選定に関する規定を有する場合、当該国際条約の規定を適用する。国際条約が請負業者選定手続きの適用に関する規定を有していない場合、請負業者の選定は、入札法の規定に従って実施する。

2. 入札における各々の内容の提出、審査及び承認に係る手続きは、ベトナムの入札に関する法令の規定に従って実施する。審査、承認に係る内容は、本条第 1 項に掲げる原則に従って、国際条約の規定を遵守する。

第 47 条. 余剰資金

1. プログラム／プロジェクトの実施プロセスにおいて発生する余剰資金（ODA 資金／譲許的ローン資金）は、入札後の余剰資金、為替レートの変動による余剰資金及びその他の各々の剰余資金項目を含む。

2. 余剰資金を土地収用、税の支払い及び経常支出に使用しない。

3. 効果を発揮するために余剰資金の使用が必要であるとともに、実施中のプログラム／プロジェクトの投資方針決定における主な目標の変更を引き起こさない場合：所管機関は、計画投資省、財政省及び外国ドナーと協働し、余剰資金の使用を決定するために、効果、必要性を確定するとともに、本政令第 19 条及び第 22 条の規定に従って、投資方針の調整、実施中のプログラム／プロジェクトの調整に係る手順、手続き、又は、本政令第 27 条の規定に従って、実施方針及び実施中のプロジェクトに係る文書の承認決定の調整に係る手順、手続きを実施する。

4. 新規のプログラム／プロジェクトを実施するために余剰資金を使用するニーズがある場合：所管機関は、計画投資省に対し、新規のプログラム／プロジェクトの投資方針提案報告書を添付し、書面でもって送付する。計画投資省は、主導し、各々の関係機関と協働し、剰余資金の使用、適用する財政スキームを同意するために、外国ドナーと協力するとともに、本政令第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条に規定する投資方針決定に係る手順、手続きを実施する。

5. 剰余資金の取消し：所管機関は、プログラム／プロジェクトの剰余資金の取消しに係る計画投資省の意見を取りまとめ、財政省に対して取消しに係る要請をする。所管機関による剰余資金の取消しに係る提案に基づき、財政省は、ドナーに対して剰余資金の取消しを通知する。

資金の取消手数料又は各々のその他の種類の手数料が発生する場合、所管機関は、プログラム／プロジェクトの剰余資金の取消しに係る計画投資省の意見を取りまとめ、財政省に対して取消要請をする。管機関による提案に基づき、財政省は、ドナーに対して剰余資金の取消しを通知する前に、剰余資金の取消しを（政府首相に）報告し、政府首相は許可を与える。

第 48 条. 建設, 査収, 引渡し, 会計検査, 決算の管理

1. 建設投資プロジェクトに関して、建設設計及び総見積りの審査、承認、建設許可の発給、工事の品質管理、建設工事に係る査収、引渡し、補償、保険は、建設投資に係る管理に関する現行法令及びベトナム社会主義共和国がメンバーである ODA 資金／譲許的ローン資金の国際条約の規定に従って実施される。同じ問題に関して、国内法令と締結された国際条約との間に相違がある場合、当該国際条約の規定を適用する。

2. 技術協力に係るプログラム／プロジェクトに関して、完了後、所管機関は、プログラム／プロジェクトの財政及び財産の管理に関する現行法令の規定を実施することと同時に、開発を継続し、達成した成果を発揮するため、査収を実施するとともに、各々の必要な対策を実施する。

3. プログラム／プロジェクトに係る会計検査、決算は、現行法令及びベトナム社会主義共和国がメンバーである ODA 資金／譲許的ローン資金の国際条約の規定に従って、又は、外国ドナーの要請に従って実施されなければならない。同じ問題に関して、国内法令と締結された国際条約との間に相違がある場合、当該国際条約の規定を適用する。

第 49 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る監視, 検査, 評価, 監査

1. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る監視、検査、評価、監査

a) ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る監視，検査，評価，監査の後有無は，公共投資法第 69 条，第 70 条，第 71 条，第 72 条，第 73 条，第 74 条，第 75 条，第 76 条，第 77 条の規定及び関係法令の各々の規定に従って実施する。同じ問題に関して，国内法令と締結された国際条約との間に相違がある場合，当該国際条約の規定を適用する。

b) 計画投資省，各々の（中央政府の）省，中央及び地方機関は，公共投資法第 97 条第 2 項の規定及び法令のその他の各々の規定に基づき，公共投資に関する情報及びデータベースシステムの構築，管理，展開及び応用に係る責務を有する。

2. 借款，ノン・プロジェクトに関連しない，独立した無償 ODA 資金を使用する技術協力に係るプログラム／プロジェクトに係る監視，検査，評価，監査：

a) プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトに係る監視，検査：プロジェクトオーナーは，プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトに係る文書に基づき，プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトが設定された各々の目標の成果を達成するために，プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトの実施状況を監視，検査し，定期的に所管機関に監視，検査に係る結果を報告する責務を有する。

b) プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトに係る評価：プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトの実施が終了した日から 3 ヶ月以内に，プロジェクトオーナーは，以下の各々の内容を含む，プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトの終了に係る評価報告書を完成させる：実施プロセス；目標の実施結果；動員した各々のリソース；プログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトにより，受益対象にもたらされた各々の利益；各々の影響，持続可能性；実施プロセスから学んだ教訓及び各々の必要な推奨事項の提案；各々の関係機関，組織，個人の責務；

c) 所管機関，プロジェクトオーナーによる，各々のプログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトの実施情報に係る報告制度：所管機関，プロジェクトオーナーは，現行法令の規定に従って，報告書を送付する責務を有する。

第 6 章

ODA ローン資金及び譲許的ローン資金に係る財務管理

第 1 節

支払口座の開設及び管理

第 50 条. ベトナム国庫，サービス銀行のシステムにおける ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトのための支払口座の開設

1. ODA ローン資金源及び譲許的ローン資金源の支払い

a) ODA ローン資金及び譲許的ローン資金の各々の項目は，それぞれの予算レベルの口座において，管理，監視された会計処理がなされる；

b) プロジェクトオーナーは、プログラム／プロジェクトの各々の活動のために支出する ODA ローン資金源／譲許的ローン資金源を受領するために、ベトナム国庫又はサービス銀行において、プロジェクトの資金源の口座を開設する。

2. カウンターパート資金の口座：プロジェクトオーナーは、プロジェクトのカウンターパート資金源（国内資金源）に関して検証，支払いを実施するために、取引に便利な場所にあるベトナム国庫（以下、「取引先のベトナム国庫」という。）において、口座を開設する。

第 51 条. ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトのサービス銀行の選定基準

1. 以下の銀行であること：ODA ローン資金／譲許的ローン資金の管理、引き出しに係る経験を有する各々の銀行の中から選定された一つの銀行であること；国内での信用格付けがなされていること；銀行に係る専門，業務に関する各々の基準，銀行業務における健全性比率の制限に関する各々の規定を満たしていること。

2. プログラム／プロジェクトの要請に適合した支店システムを有していること。

3. 本政令第 50 条，第 52 条，第 53 条，第 54 条，第 63 条，第 68 条，第 79 条に規定するサービス銀行の各々の責務を受け入れること。

第 52 条. サービス銀行の責務

1. 財政省又はプロジェクトオーナーのために、権限を有する機関によって締結された ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する国際条約，合意に従うとともに、本政令第 6 章，第 7 章の規定に合致して、プログラム／プロジェクトのための ODA 資金／譲許的ローン資金の口座開設に係る手続きを行うこと。

2. 口座の監視，管理；各々の銀行取引の実行；規定に従った手数料の徴収；本政令第 6 章，第 7 章の規定に従った，ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの口座に関する情報の報告。

第 53 条. ODA ローン資金，譲許的ローン資金の仮払金専用口座の開設及び管理に係る原則

1. 取引先のベトナム国庫，又はサービス銀行は、プロジェクトオーナー又は財政省のために、プロジェクトの支払いに係る要請に合致し，プロジェクトに、中間口座を経由せずに支援資金を直接入金することを確保した仮払金専用口座（取引口座）の開設に係る手続きを行う。プロジェクトに複数の支援項目がある場合，引き出した各々の資金源を監視するため，各々の個別の口座を開設しなければならない。

2. 所管機関が複数ユニットに実施（業務）を割り当てている場合，プロジェクトオーナーは，取引先のベトナム国庫又はサービス銀行の支店においてサブ口座を開設する。

3. 口座の通貨は，外国ローンの外貨である（財政省が，ベトナムドンでの口座の開設を承認する場合を除く。）

4. 仮払金専用口座の利息の管理：

a) 仮払金専用口座で発生する利息は、規定に従って、個別に監視された会計処理がなされるとともに、銀行サービス手数料の支払いのために使用される。銀行サービス手数料は、プロジェクトに属する支出項目である。発生する利息額が銀行サービス手数料の支払いのために十分ではない場合、プロジェクトオーナーは見積りを作成するとともに、支払いのためのカウンターパート資金を配分する；

b) 仮払金専用口座での支出活動を終了する時、予算全額が（国家予算から）支給されるプロジェクトに関して、プロジェクトオーナーは、当該口座において発生する利息を、国家予算に納める。全額を転貸するプロジェクトに対して発生する利息残高は、プロジェクトオーナーの収入源となる。一部の割合が転貸されるプロジェクトに対して発生する利息残高は、それに応じた比率に従って配分される。

第 54 条. ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの口座保有機関の責務

1. 口座名義人であるプロジェクトオーナーの要請に従って、ベトナム国庫又はサービス銀行は、各々のプロジェクトの支払口座を開設するための書類及び手続きに係るガイダンスをするとともに、現行規定に従って、資金に係る支払い、引き落としに係る各々の取引及びその他の各々の専門業務を実施する。

2. ベトナム国庫又はサービス銀行は、ベトナム国庫又はサービス銀行のシステムを通じた支払いに係る取引を実施するため、プロジェクトオーナーに対して、ガイダンスをするとともに、十分な情報を提供する責務を有する。

3. 毎月定期的に、口座保有機関と口座名義人との間の合意に従って、及び口座名義人が要請する時に、口座保有機関は、口座名義人のための仮払金専用口座の明細、元の通貨額、受益者及び取引日、適用される為替レート及びベトナムドン相当の額、期首残高、期中における支出額及び期末残高の詳細に係る報告書を送付する責務を有する。

4. 毎月定期的に、口座保有機関と口座名義人との間の合意に従って、及び口座名義人が要請する時に、口座保有機関は、口座名義人に対して、以下を通知する：プロジェクトの仮払金専用口座において発生する利息額（ある場合）；徴収された銀行サービス手数料の額；利息と手数料との差額；期首、期末の残高。

5. 外国ドナーのディスバース金額の報告を受領した時から2営業日以内に、口座保有機関は、プロジェクトの口座に貸付を実施するとともに、口座名義人に通知する。

6. 毎月10日までに、ベトナム国庫、サービス銀行は、システム全体で開設された ODA ローン資金源／譲許的ローン資金源の各々の口座における前月の活動状況を取りまとめ、財政省に報告する。プロジェクト、プロジェクトオーナー、口座、特定口座（一つの支援源のために使用する各々の口座、特定口

座)の名称に従った詳細報告書, 無償 ODA 資金, ローン資金源とは個別に切り離した報告書; 期首の口座残高, 期中において外国ドナーから引き落とされた資金の総額, 期中の支出総額, 期末残高, 外国ドナーのための各々の返済取引(ある場合)に係る詳細報告書; 期中における ODA ローン資金源/譲許的ローン資金源の各々の口座において発生した利息のデータ, 銀行サービス手数料のカバーに使用された利息額, 期末の利息残高。

7. 毎年, 予算年の終了時, 口座残高とプロジェクトオーナーの残高を対照する。

第 2 節 ODA ローン資金源/譲許的ローン資金源に係る 財政計画の立案

第 55 条. ODA ローン資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの年間財政計画の立案

1. 権限を有する機関によって承認された中期計画に基づき, 所管機関は, ODA ローン資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの年間財政計画を立案する。

2. 年間財政計画は, 各々のプログラム/プロジェクト, 各々の締結された ODA ローン資金/譲許的ローン資金に関する国際条約, 合意のために詳細に立案しなければならず, それらにおいて, 開発投資支出資金, 経常支出(ある場合), 転貸資金, カウンターパート資金に分けられる。一部の割合による転貸が適用されるプロジェクトの場合, 支給及び転貸計画は, 権限を有する機関によって承認された財政スキームに従った, 正しい比率を確保しなければならない。

3. 年間予算の概算における ODA ローン資金/譲許的ローン資金及びカウンターパート資金の配分額は, 締結された ODA ローン資金, 外国譲許的ローン資金に関する各々の国際条約, 合意との適合性, ODA ローン資金/譲許的ローン資金を使用する各々のプログラム/プロジェクトの実際のディスバース能力との適合性を確保しなければならない。

4. ODA ローン資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの年間財政計画の立案は, 国家予算法及び関係法令の規定に従って, 年間国家予算の概算の立案規程を遵守する。

第 56 条. 年間国家予算の概算における ODA ローン資金源/譲許的ローン資金源の財政計画のとりまとめ

1. 国家予算が支給される各々の開発投資支出プロジェクトに関して, 計画投資省は, ODA ローン資金/譲許的ローン資金の引き出しに係る計画, カウンターパート資金に係る計画をとりまとめ, (財政省が) 年間国家予算の概算をとりまとめるため, 財政省に送付する。

2. 経常支出に関して、財政省は、ODA ローン資金、譲許的ローン資金、カウンターパート資金の引き出しに係る計画を、年間国家予算の概算にとりまとめる。

3. (地方政府の) 省レベルの人民委員会の転貸借款に関して、(地方政府の) 省レベルの人民委員会は、転貸資金の引き出しに係る計画を立案し、地方自治体の債務管理に関する政令の規定に従って権限を有する機関に報告し、国家予算の概算をとりとめるために財政省に送付し、(財政省は) 決定権限を有する機関に報告する。

4. 企業、公的機関に転貸するプロジェクトに関して、プロジェクトオーナーは、年間の転貸資金に係るディスバース計画の通知を、財政省に送付すると同時に、転貸機関に送付する。財政省は、規定に従って年間の転貸を行うため、ODA 資金／譲許的ローン資金のローン限度額を(政府に) 提出し、政府が決定する。

5. 財政省は、ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに対する年間の財政計画に係る内容をガイダンスする。

第 57 条. 予算及び国庫管理情報システム (TABMIS) における年間の概算に係る入力及び承認

1. 中央予算に関して、国会によって承認され、政府首相によって割り当てられた予算の概算に基づき、運用、開発 (TABMIS : Treasury And Budget Management Information System) に関する規定及び関連するガイダンス文書に従った TABMIS において、各々の外国ドナーの借款及び譲許的ローン資金に関連する ODA ローン資金源、無償 ODA 資金源からの概算を、財政省が確認、承認するために、各々の(中央政府の) 省、(中央政府の) 省レベルの機関は、割当て、入力を実施する。

2. 地方予算に関して、(地方政府の) 省レベルの人民評議会によって承認され、(地方政府の) 省レベルの人民委員会によって割り当てられた予算の概算に基づき、(地方政府の) 財務局は、現行規定に従った TABMIS における地方予算への転貸に関して、以下からの投資資金に係る計画、経常支出に係る概算の入力及び確認を実施する：地方予算の目標を追加した、各々の外国ドナーの借款及び譲許的ローン資金に関連する ODA ローン資金源、無償 ODA 資金源；政府の各々の外国ドナーの借款及び譲許的ローン資金に関連する ODA ローン資金、無償 ODA 資金。

3. 概算の TABMIS への入力は、支給される ODA 資金源及び譲許的ローン資金源、地方の目標を追加した ODA 資金及び譲許的ローン資金、並びに地方に転貸する ODA 資金に係るコードの正確性を確保しなければならない；地方の目標を追加した ODA 資金及び譲許的ローン資金に関し、TABMIS を入力する公的金融機関は、政府首相によって割り当てられたリスト、資金額に従って、正確性を確保しなければならない。

第3節

ODA ローン資金源／譲許的ローン資金源の支出項目の監視

第58条. 支出項目の監視に係る原則

ODA ローン資金／譲許的ローン資金の監視及び支払い（以下、「支出項目の監視」という。）は、国家予算資金源に対する各々の現行規定に従って適用する。

1. 支出項目の監視は、信用状方式又は直接の支出を外国の当事者に権限委任する方式による各々の支出項目を含む、ODA ローン資金源／譲許的ローン資金源からのプロジェクトの全ての支出活動に対して適用し、プログラム／プロジェクトの概算を有するとともにその支出が、締結した ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意への合致、及び現行の国内財務管理に関する各々の規定の遵守に基づいていることを確保する。

2. ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用する各々のプログラム／プロジェクトの支出項目の監視は、外国資金、カウンターパート資金の概算、承認された転貸資金に係る年間計画、権限を有する機関によって承認された年内に調整、補充された資金の概算（ある場合）の範囲において、国家予算資金源に対する各々の現行規定に従って実施される。

3. ベトナム国庫の分野に属する行政手続に関する法令の規定に従った、支出項目の監視に係る書類、事業資金に係る合理的な費用の確認申請書及びプロジェクトオーナーの投資資金の支払いに係る請求書。

4. 予算年度内での仮払い、支払いの各々の支出項目の監視の期限：

a) 制度に従った各々の仮払金項目：支出項目の監視は遅くとも計画年度の12月31日までであり、プロジェクトオーナーは、毎年12月31日までに、支出項目の監視機関に、書類を送付する。

b) 支出モニタリング済の完了した作業量に係る各々の支払項目及び次年度の1月31日までのディスバース項目。

5. 国家予算から全額支給される、又は、一部の割合による転貸が適用される開発投資資金に係る計画に属するプロジェクト又はプロジェクトコンポーネントに関して、支出項目の監視は、国家予算資金源を使用する各々の投資プロジェクトの投資資金の管理、支払いに関する法令に従って実施する。

6. 2017年以前に署名した各々のローン協定に適用されるクレジットラインに従って転貸される各々のプロジェクト、コンポーネントに関して：クレジットラインに従って転貸される各々のプロジェクト、コンポーネントに対する支出項目の監視に係る書類及び手続きは、締結された ODA ローン資金／譲許的ローン資金の国際条約、合意の規定に合致した、転貸資金を使用する各々の信用機関の規定に従って実施する。ODA ローン資金／譲許的ローン資金を転貸

する信用機関は、外国資金の引き出しに係る書類一式を作成し、（財政省に）送付する時に、財政省に送付する支出明細書における各々の信用貸付項目及び各々の信用支出項目に係る正確性及び規則との合致性に関して、法令の前に責務を負う。

7. 全額を転貸するプロジェクトのプロジェクト又はコンポーネントの支出項目の監視に係る書類及び手続き：転貸機関は、本条第3項及び転貸契約の規定に従って適用する。

8. 資金の引き出しに係る全ての方式のためのプロジェクトオーナーの支払請求書類に基づき、支出項目の監視機関は、プロジェクトオーナーの支出及び支払いに係る検証を実施するため、契約において規定される各々の支払規約（支払い回数、支払い期間、支払時期及び各々の支払条件）、又は支払いが契約に従わない場合及びそれぞれの支払回の金額に対して承認された概算を根拠とする。プロジェクトオーナーは、請負業者選定方式、査収・支払いに係る業務量の正確性、合法性、基準、単価、各々の業務の種類、概算、工事の品質及び現行規定の遵守に関する責務を負う。プロジェクトオーナーは、適切な目的で、適切な対象に、効率的かつ効果的に資金を管理、使用する責務を負う。ODA ローン資金源及び譲許的ローン資金源の財務管理制度に関する法令の規定を正しく執行する。

第 59 条. 支出項目の監視機関

1. 各々のレベルのベトナム国庫は、以下の支払いに係る書類の監視を実施する：国家予算を支給されるプロジェクトに係るプロジェクト又はコンポーネント；一部が（国家予算から）支給され、その他の割合が転貸されるメカニズムを適用するプロジェクト；（地方政府の）省レベルの人民委員会の転貸プロジェクト。

2. 財政省によって権限委任された転貸機関は、全額を転貸するメカニズムを適用するプロジェクトに係るプロジェクト又はコンポーネントの支払いに係る書類の監視を実施する。

3. 本条第1項及び第2項に従って確定されていない各々のその他のプログラム／プロジェクトに関して、財政省は、適切な支出項目の監視機関を確定し、二つの支出項目の監視機関がプロジェクトの同じ一つの支出活動を監視しないとする原則を確保する。

第 60 条. 支出項目の監視の形式

1. 事前の支出項目の監視とは、支出項目の監視機関が、プロジェクトオーナーが請負業者、受益者のための支払い資金を引き落とす時、事前の支出項目の合法性、規則との合致性を検査、確認することをいう。事前の支出項目の監視は、本条第2項に規定する範囲に属しない各々の支出項目に対して適用する。

2. 事後の支出項目の監視とは、支出項目の監視機関が、プロジェクトオーナーが請負業者、受益者のための支払い資金を引き出した後に、支出項目の合法性、規則との合致性を検査、確認することをいう。事後の支出項目の監視は、以下の各々の場合に適用する。

a) 事前の支出項目の監視を適用する財政省が口座名義人である仮払金専用口座を除く、請負業者、サプライヤーのための仮払金専用口座からの支払い。

b) 複数の管理レベルを有するプロジェクトに対する、各々の二次口座のための仮払金専用口座からの仮払金の送金；

c) 権限を有する機関によって承認された概算に属するプロジェクト管理活動のための二次口座からの各々の支出項目；

d) 最後の支払回を除いた、商品、設備の調達のための信用状（L/C）形式による支払い。

3. 支払資金を引き出した日から 30 日以内に、プロジェクトオーナーは、続く支払回を実施する根拠とするため、支払いに係る書類を完成させ、（支出項目の監視機関に）送付し、支出項目の監視機関は確認する。必要と考えられる場合、プロジェクトオーナーは、本条第 2 項に記載されている各々の支出項目に対する事前の支出項目の監視に係る方式を適用することを請負業者と合意するとともに、実施を協働するために支出項目の監視機関に送付する権利を有する。

第 4 節

ODA 資金／譲許的ローン資金の引き出し、会計処理管理

第 61 条. ODA 資金／譲許的ローン資金の各々の引き出し方式

ODA 資金／譲許的ローン資金の各々の引き出し方式は、以下を含む：

1. 予算への支援に係る資金の引き出し：ODA 資金／譲許的ローン資金は、直接の予算への支援項目又は結果に基づく支援方式に対する国家予算に関して、ディスバースがなされる。

2. プログラム／プロジェクトに従った資金の引き出し：プログラム／プロジェクトに従った資金の引き出しは、以下の一つ又は複数の各々の資金の引き出し方式を適用する：直接の支払い、信用状による支払い、資金の返還、仮払金専用口座。

第 62 条. ODA 資金／譲許的ローン資金の引き出しに係る処理期間

1. 財政省における資金の引き出しに係る申請書の処理期間は、規定に従った十分な書類を受領した日から 4 営業日である。支出報告に係る申請書の処理期間は、規定に従った十分な書類を受領した日から 7 営業日である。

2. ODA ローン資金及び譲許的ローン資金を使用する各々のプログラム／プロジェクトがプロジェクトの最終年度に最後のディスバースの実施を終えた場合、プロジェクトオーナーは、次年度の 1 月 31 日までのディスバース期間を

確保するために、（計画年度の）12月1日までに、財政省に資金の引き出しに係る申請書を送付する。不可抗力により次年度の1月31日までにディスバースがなされない場合、公共投資法第68条第2項における実施期間並びに中期及び年間の公共投資計画の資金のディスバースの延長に関する規定に従って実施する。

第63条. ODA 資金／譲許的ローン資金の引き出しに係る手順、手続き

1. 予算への支援方式による資金の引き出しに係る手順及び手続き：

a) 所管機関、プロジェクトオーナーは、外国レンダーとの合意に従ったベトナム側の各々のコミットメントを実施し、締結したODAローン資金／譲許的ローン資金に関する各々の国際条約、合意において記載している資金の引き出しに関する前提条件を満たすことを確保するため、主導する、又は、財政省及び各々の関係機関と協働する責務を有する。

b) 所管機関、プロジェクトオーナーは、主導し、各々の関係機関と協働し、外国ドナー又は外国レンダーの規定に従って、書類及び資金の引き出しに係る申請書を作成し、財政省に送付する；

c) 一般予算への支援方式に関して、財政省は、締結したODAローン資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意に従って使用するため、各々の書類及び資金の引き出しに係る申請書を処理し、外国レンダーに送付するとともに、資金の引き出し項目を国家予算に計上する；

d) ODA 資金／譲許的ローン資金項目が、具体的な一つのセクター、分野に対する予算への支援方式による場合：

プログラム／プロジェクトの所管機関は、資金の引き出し時期、ODA 資金／譲許的ローン資金の引き出し金額に関して財政省と合意し、ディスバースに係る項目が各々のプロジェクトコンポーネントの年間財政計画に組み込まれていることを確保する責務を有する。

国家予算にディスバースしたODA 資金／譲許的ローン資金は、現行の国家予算資金の管理規程に正しく従って使用するため、各々のプロジェクトコンポーネントのために割り当てられる。

2. 結果に基づく支援方式による資金の引き出しに係る手順及び手続き：

a) プロジェクトオーナー、所管機関は、資金の引き出しの根拠とするため、主導し、各々の関係機関と協働し、外国レンダーとの合意にした各々の関連するディスバースに係る指標を実施する責務を有する。プロジェクトオーナーは、外国レンダーの規定に従い、ディスバースに係る指標に関連するコミットメントを達成することを目的として、合意された各々の業務を実施するため、仮払資金を受領することができる。

b) プロジェクトオーナー、所管機関は、外国レンダーに送付するため、主導し、各々の関係機関と協働し、報告書、資料を作成する、又は、署名されたODAローン資金／譲許的ローン資金各々のディスバース指標の達成に係る証明資料を提供する。プロジェクトオーナーは、外国レンダーの規定に従って、資料及び資金の引き出しに係る申請書を作成し、財政省に送付する。

c) ディスバースされた ODA 資金源／譲許的ローン資金源は、ドナーとの合意に従ってベトナム国庫に開設するプログラム／プロジェクトの実施ユニットの口座に入金される。支出は、現行の国家予算資金の管理規程を遵守する。予算年度の終わりに、外国資金源の残高は、現行の国家予算資金管理の各々の規定に従って処理される。仮払金専用口座における現金の残高は、規定に従って、次年度におけるプログラム／プロジェクトの各々の活動のために継続して使用することができる。

d) 結果に基づく支援方式により資金を引き出す時、プロジェクトオーナーは、資金の引き出しに係る申出書の作成時点において、ドナーのウェブサイトシステム上で通知される、特別引出権（SDR：Special Drawing Rights）とベトナムドン（VND）の間の為替レートを使用する。

3. プロジェクト支援形式による ODA 資金／譲許的ローン資金に関する資金の引き出しに係る手順及び手続き：

a) 資金の引き出しに係る各々の方式：

直接支払い：プロジェクトの請負業者、サプライヤーのための支払金の直接送金。

信用状（L/C）方式による支払い：請負業者又はサプライヤーが、L/C における規定に合致し、正確な証明書一式を提出する場合、一定の金額の支払いに関して請負業者又はサプライヤーにコミットメントしたプロジェクトオーナーの要請に応じて、銀行によって発行された信用状による支払方式である。

資金の返還：プロジェクトオーナーによってプロジェクトのために支出された、規則に合致した各々の支出項目を払い戻すために、外国ドナーが金銭を支払う方式である。

仮払金専用口座とは、プロジェクトオーナーが主体的に定期的かつ規則に合致した各々の支出項目に係る支払いにおいて、ローン資金の引き出し回数を減らせるように、サービス銀行においてプロジェクトのために個別に開設した一つの口座に、外国ドナーが一つの資金項目を事前に仮払いする方式である。

b) 外国ドナーが、ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する各々の国際条約、合意の規定による資金の引き出しのためにベトナム側が各々の前提条件を満たしたことを通知した後、プロジェクトオーナー又はプロジェクト管理委員会は、外国レンダーの様式及び資金の引き出しに係るそれぞれの方式に従って、資金の引き出しに係る要請書類一式を作成し、財政省に送付する。

外国ドナーが追加の資料を要請する、又は資金の引き出しに係る申請書の一部のみを認めた場合、財政省又は外国ドナーは、外国ドナーの各々の規則に合致した要請を時宜に処理することを協力するよう、プロジェクトオーナーに通知する。

c) 財政省に送付する資金の引き出しに係る書類：各々の資金の引き出しに係る申請書に関し、プロジェクトオーナー又は権限を委任されたユニットは、資金の引き出しに係るそれぞれの方式に従って、資金の引き出しに係る書類を作成し、財政省に送付する。資金の引き出しに係る資料は、本政令に添付する付録Ⅶに規定する。

d) 電子方式による資金の引き出しは、ドナーとの合意後に、財政省のガイダンスに従って実施される。

第 64 条. 国家予算への ODA ローン資金／譲許的ローン資金の会計処理の管理に係る原則

1. 国家予算の支出超過を補填する ODA 資金源／譲許的ローン資金源は、国家予算へ十分に、かつ正確に会計処理されなければならない。

2. ベトナム国庫において支出項目の監視がなされた全額又は一部の割合による支給スキームを適用する各々のプログラム／プロジェクトに関して、支給スキーム及び一部の割合による転貸資金部分（（地方政府の）省レベルの人民委員会に対して）による ODA 資金／譲許的ローン資金部分の国家予算の会計処理は、取引先のベトナム国庫によって実施される。

3. 国家予算の会計処理は、外国ドナーの通知より（ODA 資金／譲許的ローン資金を）使用する各々の機関、組織、ユニットへ送金に係る ODA 資金／譲許的ローン資金のディスバース証明書に基づき、実施される。仮払金専用口座からの支出方式に関して、プロジェクトオーナーは、ODA 資金／譲許的ローン資金の会計処理に係る要請書を作成し、（ベトナム国庫に）送付し、ベトナム国庫は、確認すると同時に、支出項目の監視に係る手続きを実施する。その他の資金の引き出しに係る各々の方式に関し、プロジェクトオーナーは、ODA 資金／譲許的ローン資金の会計処理に関する要請書を作成し、（ベトナム国庫に）送付し、ベトナム国庫は、外国ドナーのディスバース証明書を受領した時から 3 営業日以内に確認するとともに、監視のために財政省に送付する。

第 65 条. 直接の予算への支援に係る会計処理

サービス銀行の金銭受領署名書又はクレジットノートに基づき、ベトナム国庫は、規定に従って、ODA ローン資金／譲許的ローン資金を、バランスシート上に債務として計上し、ODA 資金／譲許的ローン資金を国家予算の歳入として会計処理する；外貨を集中外貨基金に送金する場合、ベトナム国庫は、外貨による国家予算の各々の歳入項目又は借款に関して、規定に従って会計処理する。

第 66 条. ベトナム国庫における ODA ローン資金／譲許的ローン資金の会計処理

ベトナム国庫は、ベトナム国庫のシステムにおいて支出項目の監視がなされるプログラム／プロジェクトに対し、支給及び転貸資金源の対象となる ODA 資金及び譲許的ローン資金のプロジェクトの収入・支出を計上する会計処理をし、具体的には以下のとおり。

1. 支給された ODA 資金源、地方の目標を追加した ODA 資金源、地方に転貸する ODA 資金源の正確なコードに従って会計処理するとともに、無償 ODA 資金、ODA ローン資金及び譲許的ローン資金に従って明細に会計処理する。

2. 各々の仮払金項目は、仮払金を支出として計上する会計処理を実施する制度による。各々の仮払金回収項目は、仮払金の計上額を減少させるように会計処理を実施する。

3. 完了済の作業量に係る各々の支払項目は、実費として収入・支出を計上する会計処理をするとともに、年間の予算決済を実施する。

4. 次年度の1月31日までのサービス、商品に関するベトナム国庫に支出項目の監視がなされ、請負業者、サプライヤーに送金された（当該）年度の計画に属する各々の支出項目については、ベトナム国庫は、実施年度の収入・支出として計上する会計処理をする。次年度の1月31日以降にベトナム国庫により確認済の支出項目、請負業者、サプライヤーへの送金書類に係る各々の支出項目に関して、プロジェクトオーナーは、収入・支出を計上する会計処理をするために、次年度の計画に配分する。

5. 収入・支出を計上する会計処理に係る書類は、ベトナム国庫の分野に属する行政手続に関する政府の規定に従って実施する。プロジェクトオーナーは、遅くとも次年度の2月1日までに会計処理を確認するため、取引先のベトナム国庫に書類を送付する。

第 67 条. 財政省において転貸する ODA ローン資金／譲許的ローン資金の会計処理

1. 財政省によって転貸された政府の ODA 資金／譲許的ローン資金；各々の投資プログラム／投資プロジェクトに転貸するために、財政省の権限委任により金融機関、信用機関が転貸機関となったローン資金に関して：ドナーのディスバース通知、プロジェクトオーナーのディバース明細報告書に基づき、財政省は、政府、地方自治体の各々の借款、債務返済に対する会計制度のガイダンスに関する規定に従って、債務に係る義務について会計処理する；転貸債務及び政府保証に係る各々の項目を監視し、集計する。

2. 財政省によって国家予算の会計処理が実施された各々のプログラム／プロジェクトに関し、調整を実施した時、ドナーのディスバース通知に基づき、財政省は、各々の会計報告書及び外国資金の決算書において会計処理データを調整するために、会計処理調整書を作成するとともに、データ調整書の写しを転貸機関及びプロジェクトオーナーに送付する。

第 68 条. 会計処理における為替レート

1. 請負業者、サプライヤーに対する外貨を用いたドナーからの直接のディスバース及び信用状による支払い、ベトナムドン（VND）を用いた会計処理は、サービス銀行、ベトナム国庫が口座を開設した銀行の営業日の始まりの銀行間購入における為替レート、又は、政府に債務計上を行う時点でサービス銀行がない場合においては、ベトナム貿易銀行（VietcomBank）の営業日の始まりの銀行間購入における為替レートを適用する。

2. ドナーがベトナムドンを用いて直接支払う各々の項目に関して、ドナーが実際に支払った、ローン通貨と支払通貨の間の為替レートを適用する。

3. プロジェクトが仮払金専用口座から支出を実施する場合、ベトナムドンを用いた仮払金専用口座からの支出及び外貨を用いた支出に係る各々の項目は、支払時点におけるサービス銀行又はベトナム国庫が口座を開設した銀行間購入、外貨の為替レートを適用する。

4. 完了した作業量の支払時に、仮払いを実費として収入・支出計上する場合、仮払金の回収に係る会計処理のための、仮払いの収入・支出計上の時点における、サービス銀行、ベトナム国庫が口座を開設した銀行の営業日の始まりの銀行間購入の為替レートを適用する。

5. プロジェクトオーナーは、取引先のベトナム国庫による支出項目の監視の要請又は規定に従った外貨を用いた各々の支出項目に係る収入・支出計上の要請時、交換に係る為替レートの確定及び適用に関する責務を負う。

6. プロジェクトオーナーは、財務諸表を作成する前に、会計期末へのプロジェクト活動の各々の外貨建ての通貨項目に対する為替レートを再評価するとともに、ドナーの要請時、各々の外貨建ての通貨項目は、適用するユニットの会計制度の規定に従って、為替レートを再評価しなければならない。

第 69 条. 国家予算の会計処理に係る期限

1. ODA 資金源／譲許的ローン資金源の各々の支出項目は、次年度の 1 月 31 日までに支出項目の監視が確認されるとともに、デイスバースを実施する；5 営業日以内に、取引先のベトナム国庫において会計処理を実施する。

2. ベトナム国庫は、1 月 31 日から 30 日以内に実施し、実施年度内に ODA 資金源／譲許的ローン資金源の会計処理を完了する。

3. ODA 資金／譲許的ローン資金の国家予算の会計処理の管理に係る手順、手続きは、ベトナム国庫の分野に属する行政手続に関する政府の各々の規定に従って実施する。

第 5 節

報告, 会計, 会計監査, 決算, 検査

第 70 条. ODA ローン, 譲許的ローンに係る情報のオンライン報告

1. 所管機関は、プログラム／プロジェクト提案書, 投資方針提案報告書, 又は、権限を有する機関によって承認されたプレ F/S 報告書, プロジェクト文書, F/S 報告書に関する情報を、公共投資に関する情報及びデータベースシステム及び財政省の情報ページ上に掲載する。報告期限は、権限を有する機関の決定、承認文書を発給した日から 10 日以内である。

2. プロジェクトオーナー又はプロジェクト管理委員会は、プログラム／プロジェクトの実施に関する総合計画、想定される年間のディスバース需要、年間に割り当てられる資金計画、及び追加、調整される計画（ある場合）、ODA 資金／外国譲許的ローンのディスバース状況に関する各々の情報を、公共投資に関する情報及びデータベースシステム、財政省の情報ページ上に、オンライン報告を送付する。

a) プログラム／プロジェクトの実施に関する総合計画、及び総合計画を追加、調整する計画（ある場合）に関して、プロジェクトオーナー又はプロジェクト管理委員会は、所管機関によって承認された文書を受領した日から 10 日以内に報告を実施する。

b) 想定される年間のディスバース需要、年間に割り当てられる資金計画、及び追加、調整される計画（ある場合）に関して、プロジェクトオーナー又はプロジェクト管理委員会は、所管機関によって承認された文書を受領した日から 10 日以内に報告を実施する。

c) 実際の資金のディスバース状況に関して、プロジェクトオーナー又はプロジェクト管理委員会は、公共投資に関する情報及びデータベースシステム及び財政省の情報ページ上に、月が終了した日から 5 日以内に、月内の ODA 資金／譲許的ローン資金のディスバース状況に関する各々の情報の報告を実施する。

3. 計画投資省及び財政省は、本条に規定するオンライン情報報告の様式をガイドラインする。

第 71 条. 国家予算のディスバース状況、会計処理に係る報告

1. 四半期の終了時から 15 日以内に、プロジェクトオーナーは、ベトナム国庫において支出項目の監視を実施し、四半期内の ODA 資金／譲許的ローン資金のディスバース状況に関する報告書を作成し、取引先のベトナム国庫によって確認された国家予算の収入・支出計上の各々の会計処理書を添付して、所管機関に送付すると同時に、同レベルの公的金融機関に送付する。

転貸を受けている企業、公的機関は、転貸に関する政府政令（政令）の規定に従って、ディスバース報告制度に関する規定を実施する。

2. ODA ローン／譲許的ローンの終了時から 30 日以内に、プロジェクトオーナーは、プロジェクトの決算の根拠とするため、ODA 資金／譲許的ローン資金の引き出し終了報告書を、財政省及び関係機関に送付する。

3. プロジェクトオーナーは、締結した ODA ローン／譲許的ローンに係る国際条約・合意の規定に従った各々の財務報告、F/S 報告書、プロジェクト文書（ある場合）を作成し、外国ドナーに送付するとともに、プロジェクトに対する財務管理業務の監視及び時宜の指導のため、所管機関及び同レベルの公的金融機関に送付する。

4. 毎年、報告期間終了時から 60 日以内に、会計処理データと実際のデイスバースを対照するため、所管機関は、ODA 資金／譲許的ローン資金に係るデイスバース状況報告書及び会計処理、国家予算の収入・支出計上の状況報告書を作成し、とりまとめるとともに、財政省、ベトナム国庫に提供する責務を負う。

5. 財政省は、デイスバース報告書の各々の様式をガイダンスする。

第 72 条. 会計、会計検査、決算に係る制度

ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る会計、会計検査、決算に係る制度は、ODA 資金源／譲許的ローン資金源に対する各々の特別な内容に合致する、国家予算資金源に対して適用する現行規定及び財政省のガイドラインに従って実施する。

第 73 条. 財産管理に関する規定

ODA 資金源／譲許的ローン資金源から形成される公的資産は、公的資産の管理、利用に関する法廷の規定に従って実施される。

第 6 節

財産管理に関するその他の各々の規定

第 74 条. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに対する特殊内容

1. 契約における仮払資金の水準、仮払金の回収、保証期間中の未払い率は、契約に関する法令の規定に合致した、プロジェクトオーナーと請負業者の間の契約における規定に従って実施する（プロジェクトオーナーは、10 億ドンを超えない契約仮払金の額を有する契約に対する仮払金の保証に関して、請負業者と合意する権利を有する）。プロジェクトオーナーは、請負業者に対して仮払いされた資金を管理及び回収する責務を有する。回収出来ない場合、プロジェクトオーナーは、ドナーへの返済源を自ら調達する責務を有する。

2. 請負業者に支払うための工事保証額の確認及び支払いに係る要請毎に、プロジェクトオーナーは、保証金の支払いスケジュールの監視及び累計金額の表を作成し、プロジェクトオーナーによる請負業者への支払いのための契約の規定に従った保証金額を対照、確認するために、ベトナム国庫に送付する。工事保証金の支払い時期は、年間資金計画がプロジェクトに割り当てられた時期である。

3. 独立会計監査に対する最後の支払回に関しては、カウンターパート資金から支払われる。

第 75 条. 締結された国際条約，合意において經常支出内容を有する各々のプロジェクトの財務管理に係る各々の規定

1. プロジェクトオーナーは，經常支出に使用される ODA ローン資金，譲許的ローン資金，無償 ODA 資金に分けたそれぞれのプログラム／プロジェクトに関して，計画年度及び次の 2 年間に於ける資金引き出しに係るディスバース計画及びカウンターパート資金計画を立案し，財政省に送付する。

2. 財政省は，各々の（中央政府の）省，（中央政府の）省レベルの機関，中央機関及び（地方政府の）省レベルの人民委員会に対して支給する經常支出に関する借款を付け加えた ODA ローン資金及び無償 ODA 資金計画を，年間の国家予算の概算に組み込む。

3. 經常支出資金が権限を有する機関に承認された後，各々の関係機関は，現行規定に従って，TABMIS システム上に經常支出資金計画を入力する。

4. 經常支出の概算に属するプロジェクト又は各々の活動に係る支出項目の監視は，国家予算法及び実施ガイダンスに係る各々の文書に従って実施する。

5. 經常支出の性質を有するプロジェクトは，公共事業に係る会計制度を適用する。投資支出及び經常支出が混在するプロジェクトについては，プロジェクトオーナーは，（所管機関に）報告し，所管機関が適切な会計制度の運用を決定する。

6. ディスバースの終了日から 6 ヶ月以内に，經常支出資金が配分された ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する各々のプロジェクトに関して，プロジェクト管理委員会は，権限を有する機関によって決算書査定を通知されたプロジェクト実施期間における各々の年度の決算データを全てとりまとめたものに基づく，それぞれの ODA 資金源（無償 ODA 資金，ODA ローン資金，譲許的ローン資金，カウンターパート資金）による詳細なプロジェクト完了の決算報告書を作成し，所管機関に送付する。所管機関は，とりまとめて財政省に送付する。

7. プロジェクトオーナー（予算使用ユニット）は，公共事業に係る会計制度のガイダンスに関する法令に従って，年次決算報告書，年次財務諸表を作成し，所管機関（直接の上位会計ユニット）又は公的金融機関（上位会計ユニットがない場合）に送付する。年次決算の査定，審査，通知は，年次決算の査定，審査，通知及び年次決算書のとりまとめの規定に関する財政省の規定に従って実施する。

第 7 節

無償 ODA 資金の財務管理

第 76 条. 無償 ODA 資金に対する財務管理の原則

1. 国家予算の収入源に属する無償 ODA 資金は，本政令に規定する国家予算及び財務管理に関する法令の規定に従って，見積もられ，支出項目の監視がなされ，収入・支出計上がなされ，決算される。権限を有する機関によって計画に配分又は割り当てられた概算において新たに発生した事項が組み込まれ

ていない場合、プロジェクトオーナーは、国家管理に関する法令及び関係法令の規定に従って、追加の見積りを作成する。

2. ドナーによって直接管理、実施される無償 ODA 資金に関して：所管機関は、以下に関する責務を有する：締結した無償 ODA 資金に関する国際条約、合意、プログラム／プロジェクトに係る文書、又はプログラム／プロジェクトに係る F/S 報告書に従って管理すること；所管機関の機能、任務に従って実施すること；会計、税に関する各々の規定及び関係法令の各々の規定を遵守すること。ドナーが、プログラム／プロジェクトの各々の財産、機器・設備の所有権をプロジェクトオーナーに引き渡す場合、プロジェクトオーナーは、現行の規定に従って、財産所有権の確立を実施する。

3. 混合メカニズムによる各々の無償 ODA 資金に関して：本政令第 6 章の ODA ローン資金／譲許的ローン資金の財務管理に関する規定に従って実施する。

4. 自然災害の救援及び復旧のための緊急援助を目的とした各々の無償 ODA 資金に関して：自然災害の救援及び復旧のための緊急国際援助の受領、管理、使用に関する政府の規定に従って実施する。

5. 本章の財務管理に関する各々の規定が、権限を有する機関によって締結された無償 ODA 資金に関する各々の国際条約と異なる場合、国際条約の各々の規定を適用する。

第 77 条. 無償 ODA 資金を使用するプログラム／プロジェクトの支払口座の開設

1. カウンターパート資金の口座：プロジェクトオーナーは、カウンターパート資金の監視、支払いを実施するため、取引先のベトナム国庫において口座を開設する。

2. 無償 ODA 資金の口座：プロジェクトオーナーは、取引先のベトナム国庫又はサービス銀行のシステムにおいて、無償 ODA 資金の受取口座を開設する。

a) ベトナム国庫における口座開設の手順、手続き、及び口座の管理、使用は、現行の規定に従って実施する；

b) ベトナム国庫は、ODA 資金源からプロジェクトへの監視、支払いを実施する。

第 78 条. 無償 ODA 資金に係る財政計画の立案

1. プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定，又はプログラム／プロジェクトの投資決定；無償 ODA 資金に関する国際条約又は合意（ある場合）に基づき，プロジェクトオーナーは，国家予算法及び関係法令の規定に従って，3 年間及び年間の無償 ODA 資金の収支計画を立案し，（所管機関に）送付し，所管機関がとりまとめる。

2. 年間の無償 ODA 資金の収支に係る概算の立案は，それぞれのドナー，それぞれのプログラム／プロジェクト又はノン・プロジェクト，それぞれの無償 ODA 資金に関する国際条約，合意に従って明細化される。

3. 無償 ODA 資金計画の立案，とりまとめ，提出，承認，割当て及び追加の調整：

a) 公共投資支出に使用される無償 ODA 資金に関しては，公共投資に関する法令の規定に従って実施する；

b) 経常支出に使用される無償 ODA 資金に関しては，国家予算に関する法令の規定に従って実施する。

4. 権限を有する機関によって割り当てられた年間の資金限度額に基づき，所管機関は，それぞれのプログラム，プロジェクト，ノン・プロジェクトに明細に配分するとともに，明細の配分方策に関して財政省，計画投資省に通知する。

5. 所管機関は，現行の規定に従って，見積りの実施を指導，実施するとともに，無償 ODA 資金の収支計画の実施を報告する。

第 79 条. 金銭での無償 ODA 資金に係る支出項目の監視，ディスバース，会計処理及び収入・支出計上

1. 所管機関は，国家予算の管理に関する規定に従って，ベトナム国庫における支出項目の監視を実施する。支出項目の監視，会計処理，収入・支出計上に係る手順，手続きは，ベトナム国庫の分野に属する行政手続に関する法令の規定に従って実施する。

2. 初回にベトナム国庫に送付する支出項目の監視の書類は，以下を含む：

a) 権限を有する機関による見積りの割当て又は見積りの割当ての追加に係る決定；

b) プログラム／プロジェクトに係る文書の承認決定又はプログラム／プロジェクトの投資決定，及び承認されたプログラム／プロジェクトに係る文書又は F/S 報告書の正本の写し；

c) 無償 ODA 資金の国際条約若しくは合意，又は，無償 ODA 資金の交換公文又は通知書の正本の写し；

d) 関連する商品，サービスの調達契約書（ある場合）。外国語で署名された場合，プロジェクトオーナーの署名及び捺印を有するベトナム語の翻訳を添付して送付する。プロジェクトオーナーは，ベトナム語の翻訳内容に関する適正性，正確性に関して，法令の前に責務を負う。

d) プロジェクトオーナーの事業資金の規則に合致した費用確認要請書又投資資金の支払請求書は，ベトナム国庫の分野に属する行政手続に関する政府の規定に従う。

3. ベトナム国庫に送付する各回の支払いに係る書類は，国家予算資金源の支出項目の規定に従って実施する。

4. 金銭での無償 ODA 資金のプログラム／プロジェクトへのディスバース：支出項目の監視，プロジェクトオーナーの要請に基づき，ベトナム国庫又はサービス銀行は，規定に従って，プロジェクトへのディスバースを実施する；毎月，それぞれのプログラム／プロジェクトに従ったそれぞれの口座名義人の無償 ODA 資金のディスバース額を，財政省に通知する。

5. プロジェクトのための会計処理，収入・支出計上：

a) 毎月又は発生する度毎に，支出項目の監視の結果及びプロジェクトオーナーによって送付された無償 ODA 資金の収入・支出計上に係る要請書に基づき，ベトナム国庫は，規定に従って，同時に収入・支出計上を実施する。プロジェクトオーナーが，サービス銀行において ODA 資金源の口座を開設する場合，上記の書類に加え，プロジェクトオーナーは，サービス銀行における ODA 資金源の口座からの支払証明書の写しを添付して送付する。

b) ベトナム国庫は，規定に従って，国家予算の目録における支援の支出内容に沿って，国家予算を会計処理する。各々の仮払項目は，制度に沿って仮払金に係る収入・支出計上の会計処理を実施する。各々の仮払金回収項目は，仮払金支出記録を減らしての会計処理を実施する。完了した作業量に係る各々の支払項目は，実費としての収入・支出計上を会計処理するとともに，年間の予算の決算を実施する；

c) 会計処理の期間は，国家予算資金源に対する現行規定に従う。

6. 金銭による無償 ODA 資金源からの仮払金の支払い，支出項目の監視は，国家予算資金源に対する各々の現行規定に従って実施する。

7. 預金口座で発生する無償 ODA 資金の預金利息は，規定に従って，個別の監視により会計処理されるとともに，銀行のサービス手数料の支払いのために使用される。銀行のサービス手数料は，プロジェクトに属する費用項目である。

8. サービス銀行における無償 ODA 資金口座での支出業務が終了した時、援助に係る預金利息の使用に関して、無償 ODA 資金に関する国際条約、合意においてコミットメントがない場合、プロジェクトオーナーは、現行規定に従って、預金口座で発生する利息の全残高を国家予算に納める。発生する利息の残高の使用は、公共投資及び国家予算に関する法令の規定に従って実施する。

第 80 条. 商品及びサービスによる無償 ODA 資金の受領

1. 海外から輸入される援助品の受領は、関税法、輸出入税法及び税務管理法に従って実施される。輸入される援助品の通関手続きを行う通関に送付する資料は、以下を含む：

a) 無償 ODA 資金に関する国際条約若しくは合意、又は無償 ODA 資金に係るコミットメント及び受領に関する交換文書：関係法令の規定に従った、権限を有する機関により正本の写しとして確認された写しの一式；

b) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定又はプログラムに係る投資決定、及び承認されたプロジェクト文書又は F/S 報告書：関係法令の規定に従った、権限を有する機関により正本の写しとして確認された写しの一式；

c) 通関手続きに関する法令の規定に従ったその他の書類。

2. 国内で購入した商品、サービスに対する還付又は免税に係る税務署に送付する書類は、以下を含む：

a) 無償 ODA 資金に関する国際条約若しくは合意、又は無償 ODA 資金に係るコミットメント及び受領に関する交換文書：写しの一式；

b) プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定又はプログラムに係る投資決定、及び承認されたプロジェクト文書又は F/S 報告書：写しの一式；

c) ベトナム国庫の分野に属する行政手続に関する政府の規定に合致した、プロジェクトオーナーの公共資金の規則に合致した費用受領確認要請書及び投資資金の支払請求書；

d) 税金の還付又は免税に係る関係法令の規定に従った、その他の各々の書類。

3. 税金、料金及び手数料は、税金、料金及び手数料に関する現行法令の規定に従って実施する。

4. 商品の引渡し及び受領の後、プロジェクト／ノン・プロジェクトのオーナーは、規定に従って、国家予算に収入・支出計上をするため、ベトナム国庫に書類を送付する。収入・支出計上に係る書類は、以下を含む：

a) 無償 ODA 資金に関する国際条約若しくは合意、又は無償 ODA 資金に係るコミットメント及び受領に関する交換文書：関係法令の規定に従った、権限を有する機関により正本の写しとして確認された写しの一式；

b) プロジェクト文書の承認決定又はプログラムに係る投資決定、及び承認されたプロジェクト文書又は F/S 報告書：関係法令の規定に従った、権限を有する機関により正本の写しとして確認された写しの一式；

c) ベトナム国庫の分野に属する行政手続に関する政府の規定に従った収入・支出計上に係る要請書；

d) 商品を輸入する場合：契約、船荷証券又は同等の価値のあるその他の各々の輸送証明書、インボイス又はインボイスがない場合の輸入品申告書：関係法令の規定に従った、権限を有する機関により正本の写しとして確認された写しの一式。商品を国内で購入する場合：売買契約、付加価値税のインボイス、商品引渡しに係る議事録：関係法令の規定に従った、権限を有する機関により正本の写しとして確認された写しの一式；

d) 無償 ODA 資金の概算又は年内の調整、追加の見積りに係る権限を有する機関による割当ての決定。

5. ベトナム国庫は、規定に従って、輸入した商品の価格は税金、料金及び納税金額に係る各々の項目を含まない価格により、収入・支出計上の会計処理を実施する。

第 8 章

ODA 資金／譲許的ローン資金の 管理及び使用における機関、組織の 任務、権限、責務

第 81 条. 計画投資省の任務、権限

1. 以下を主導する：外国ドナーとの開発協力に係る戦略、政策の起草；各々の外国ドナーの ODA 資金源、譲許的ローン資金源の誘致、管理及び使用に係る方向性。

2. (計画投資省が有する) 権限に従って、ODA 資金／譲許的ローン資金の管理及び使用に関する法規範文書の起草、公布に関しての提出、又は公布を主導する。

3. 以下を主導する：ODA 資金源／譲許的ローン資金源からの開発投資のための資金需要の確定；ODA 資金源／譲許的ローン資金源を使用するプログラム／プロジェクトに係る各々の提案のとりまとめ及び政府首相への送付。

4. 主導し、各々の関係機関と協働し、ODA 資金／譲許的ローン資金を使用する各々の投資プロジェクトのための資金に係る資金源及び資金（収支）バランス能力を審査する。

5. 以下について主導し、各々の関係機関と協働する：本政令第 29 条第 4 項に規定する、借款に関連しない無償 ODA 資金に関する具体的な国際条約、枠組みの合意の締結に関して、政府に提出する；本政令第 32 条第 3 項に規定する、借款に関連しない無償 ODA 資金に関する枠組みの合意及び具体的な合意の締結に関して、政府首相に提案し、提出する。

6. グループ A プロジェクトを除いた、政府首相の決定権限に属する ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針をとりまとめるとともに、（政府首相に）提出し、政府首相が検討し、決定する；承認されたプログラム／プロジェクトに係る提案、プログラム／プロジェクトに係る投資方針決定に関して、外国ドナーに正式な通知文書を送付するとともに、支援の検討を要請する。

7. 政府首相の決定権限に属する無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る実施方針をとりまとめるとともに、（政府首相に）提出し、政府首相が検討し、決定する；技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る実施方針、文書が権限を有する機関によって決定された後、承認されたプロジェクト／ノン・プロジェクトに関して、外国ドナーに正式な通知文書を送付するとともに、支援の検討を要請する。

8. 財政省と協働し、ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する枠組みの国際条約、具体的な国際条約及び合意を立案する。

9. ベトナム国家銀行と協働し、各々の国際通貨金融機関との借款に関連しない無償 ODA 資金に関する国際条約を立案する。

10. 財政省及び各々の関係機関と協働し、法令の規定に従って、グラント・エレメントを確定し、各々の公的債務安全指標に対する新規の借款による影響を評価し、プログラム／プロジェクトに対して適用する国内財政スキームを確定する。

11. ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る監査、評価、検査及び調査の実施は、ODA 資金／譲許的ローン資金の公共投資に係る監査及び管理、並びに管理及び使用に関する法令の規定に従って実施する。

12. ODA 資金／譲許的ローン資金のデイスバースの実施スケジュール及び促進を確保するため、プログラム／プロジェクトの実施プロセスにおける困難、障害、及び多くの省庁に関連する問題を解決する窓口となる；政府首相の権限に属する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する各々の問題の処理手段を、（政府首相に）提言し、政府首相が決定する。

必要な場合において、権限に従って、時宜に困難を検討し、評価するとともに解決するため、所管機関、プロジェクトオーナー、プロジェクト管理委員会及び外国ドナーと直接に協議可能な省庁横断の作業部会の設立を主導する。

13. ODA 資金／譲許的ローン資金の運用、管理及び使用状況に関して、6 ヶ月毎、1 年毎及び不定期に、（政府首相に）提出し、政府首相がとりまとめて報告する；プログラム／プロジェクトの実施プロセスにおける困難を回避することを目的として、各々の対策を提言する。

第 82 条. 財政省の任務、権限

1. 計画投資省及び各々の関係機関と協働し、外国ドナーに対する開発協力に係る戦略、政策を立案する。

2. 以下をガイダンスする：プログラム／プロジェクトの資金の利用、国内財政スキーム、財務管理の要件に関連する内容の準備；各々の転貸プロジェクトの財務審査業務。

3. 主導し、グラント・エレメントを確定し、各々の公的債務安全指標に対する ODA ローン及び譲許的ローンによる影響を評価し、ODA ローン資金及び譲許的ローン資金を使用する各々のプログラム／プロジェクトに対する国内財政スキームを確定する。

4. 以下について主導し、各々の関係機関と協働する：本政令第 29 条第 2 項に規定する ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトを支援する ODA ローン資金／譲許的ローン資金、無償 ODA 資金に関する枠組み及び具体的な国際条約の締結に関し、政府に提出する；本政令第 32 条第 2 項に規定する ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトを支援する ODA ローン資金／譲許的ローン資金、無償 ODA 資金に関する枠組みの合意及び具体的な合意の締結に関し、政府首相に提案する。

5. 計画投資省と協働し、ODA 資金／譲許的ローン資金を使用して投資する各々のプロジェクトのための資金源及び資金（収支）バランス能力を審査する。

6. 外国ドナーに対し、国又は政府の名義による各々の ODA ローン資金／譲許的ローン資金の「借り手」として、公式に（国又は政府の）代理を務める。

7. 剰余資金の取消しについてとりまとめ、（政府首相に）提出し、政府首相が決定する；本政令第 47 条第 5 項に規定する剰余資金の取消しに監視、ドナーに対して正式に通知文書を送付する。

8. プログラム／プロジェクトに対する財務管理：

a) 主導し、各々の関連機関と協働し、プログラム／プロジェクトに対する財務管理に関してガイダンスする；

b) 現行法令の規定及び外国ドナーと署名した ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意の規定に基づき、プログラム／プロジェクトの財務管理に関する様式、報告に関してガイダンスする；

c) 期限までに各々の ODA ローン資金／譲許的ローン資金の債務を返済するため、国家予算資金及びその他の資金源を配分する；

d) ODA 資金／譲許的ローン資金の使用における財務管理に係る業務を監視、検査するとともに、各々の当該資金源に対する国家予算の会計処理を実施する；

d) 公共投資、公的債務管理に関する法令及び各々の現行法令の規定に従って、ODA 資金／譲許的ローン資金に対するディスバース、資金の引き出し及び債務返済に関する報告制度を実施する；

e) 主導し、計画投資省と協働し、年間の資金計画における中央予算からの支給の部分に属するプログラム／プロジェクトの実施準備及び実施のため、十分かつ時宜に公共事業に係るカウンターパート資金を配分する。

g) 転貸に係る国家予算スキームを適用するプログラム／プロジェクトの転貸及び転貸資金部分の回収を実施する。

第 83 条. ベトナム国家銀行の任務、権限

1. 計画投資省、各々の関連機関と協働し、以下を行う：外国ドナーとの開発協力に係る戦略、政策、ODA 資金／譲許的ローン資金の誘致、調達、管理及び使用に係るマスタープラン、計画の立案；各々の本資金源の使用効果に係る分析及び評価。

2. 計画投資省、財政省と協働し、ODA 資金源／譲許的ローン資金源及びカウンターパート資金源、並びに各々のこれらの資金源の（収支）バランス能力を審査する（世界銀行、アジア開発銀行、国際通貨金融機関、及びベトナム国家銀行が代表となるその他の国際銀行の資金源に対して）。

3. 主導し、各々の関連機関ときょう動詞、本政令第 29 条第 3 項の規定に従って、各々の国際通貨金融機関との借款に関連しない、無償 ODA 資金に関する国際条約の締結に関して、権限を有する機関に提出する。

4. 各々の通貨金融機関及びベトナム国家銀行が代表となる国際銀行に対する、ODA ローン資金及び譲許的ローン資金に関する各々の国際条約、枠組みの合意及び具体的な合意の締結に関して、権限を有する機関への提出を、財政省と協働する。

5. ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトのためのサービス銀行となる銀行の十分な要件に関して意見を述べる。

第 84 条. 司法省の任務, 権限

1. 法令の規定に従って、ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意のドラフトを審査する。

2. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意のドラフトに係る交渉に参画し、内容の立案についてコメントする。

3. 法律分野の観点において外国ドナーと協力するプログラム／プロジェクトに係る投資方針提案報告書に対する意見を述べる。

4. 法令分野の国際協力の管理に関する法令の規定に従って、政府首相の承認権限に属する、法律分野の観点において外国ドナーと協力する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を審査する；所管機関の承認権限に属する法令分野の協力に係るプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトに対して意見を述べる。

5. 法令の規定に従って、ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意に意見を述べる。

第 85 条. 外務省の任務, 権限

1. 各々の関連機関と協働し、一般的な外交政策に基づき、ODA 資金／譲許的ローン資金に係る働きかけ方針、パートナー政策に係る方針、方向性を、立案するとともに実施する；ODA 資金／譲許的ローン資金の働きかけに参加する。

2. 計画投資省及び各々の関係機関と協働するとともに、それぞれの時代における働きかけに係る方針、方向性、ODA 資金／譲許的ローン資金の誘致、調達、管理及び使用に係るマスタープラン、計画に合致して、ODA 資金／譲許的ローン資金の働きかけを進める外国又は国際組織におけるベトナム社会主義共和国の代表機関を指導する。

3. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意のドラフトに対する交渉に参画し、コメントする；ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意の締結に係る提案に意見を述べる。

4. 国際条約の締結及び実施に関する各々の対外的な手続きを実施する；国際条約法の規定に従って、ODA 資金／譲許的ローン資金に関する条約の保存、写しの作成、公表を実施する。

5. ODA 資金／譲許的ローン資金に関する合意の署名権限を付与する。
6. 権限を有する機関からの要請に従って、プログラム／プロジェクトの評価に参画する。
7. 法令の規定に従って、ODA 資金／譲許的ローン資金に関する国際条約、合意に係る締結手続きの実施及び実施を監視、検査する。

第 86 条. (中央政府の) 省, (中央政府の) 省レベルの機関, 政府直轄機関の任務, 権限

1. 計画投資省及び各々の関係機関と協働し、ODA 資金／譲許的ローン資金の誘致、調達、管理及び使用に係る戦略、マスタープラン、計画を立案する；責任を有する分野に属する ODA 資金／譲許的ローン資金に係る政策、手配及び使用効果向上に係る手段を立案する。

2. プログラム／プロジェクトに係る提案、投資方針提案報告書、又は F/S 報告書、プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を立案し、（権限を有する機関）に提出し、権限を有する機関は、権限に従って決定又は承認する。

3. 提案機関と協働し、本政令第 29 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 32 条第 2 項、第 3 項の規定に従って自らが所管するプログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約、合意の締結について、権限を有する機関への提出を提案するとともに、法令の規定に従って、当該国際条約、合意を実施する。

4. 本政令第 29 条第 1 項の規定に従って、無償 ODA 資金に関する具体的な国際条約の締結に関して提案し、政府に提出するとともに、国際条約に関する法令の規定に従って、当該国際条約を実施する；本政令第 32 条第 1 項の規定に従って、無償 ODA 資金に関する合意の締結に関して提案し、政府首相に提出するとともに、法令の規定に従って、当該合意を実施する。

5. 法令の規定に従って、管轄するセクター、分野の ODA 資金／譲許的ローン資金に対する国家管理の機能を実施する。

6. 公開性、透明性を確保するとともに、自らが直接管理及び実施するプログラム／プロジェクトの ODA 資金／譲許的ローン資金の使用効果に関する責務を負う。

第 87 条. (地方政府の) 省レベルの人民委員会の任務, 権限

1. 計画投資省、各々の省庁及び各々の関係機関と協働し、ODA 資金／譲許的ローン資金の誘致、調達、管理及び使用に係る戦略、マスタープラン、計画を立案する；（地方政府の）省、市の管轄エリア内における ODA 資金／譲許的ローン資金の各々の政策、調整方法及び使用効果向上に係る手段を立案する。

2. プログラム／プロジェクトに係る提案，投資方針提案報告書，又は F/S 報告書，プロジェクト／ノン・プロジェクトに係る文書を立案し，（権限を有する機関）に提出し，権限を有する機関は，権限に従って決定又は承認する。

3. 提案機関と協働し，本政令第 29 条第 2 項，第 3 項，第 4 項及び第 32 条第 2 項，第 3 項の規定に従って自らが所管するプログラム／プロジェクトに対する ODA 資金／譲許的ローン資金に関する具体的な国際条約，合意の締結について，権限を有する機関への提出を提案するとともに，法令の規定に従って，当該国際条約，合意を実施する。

4. 計画投資省と協働し，本政令第 29 条第 4 項に規定する無償 ODA 資金に関する具体的な国際条約の締結に関して政府首相に提出するとともに，国際条約に関する法令の規定に従って，当該国際条約を実施する；計画投資省と協働し，本政令第 32 条第 3 項に規定する無償 ODA 資金に関する合意の締結に関して政府首相に提出するとともに，法令の規定に従って，当該合意を実施する。

5. 法令，ベトナム社会主義共和国がメンバーである ODA 資金／譲許的ローン資金に係る国際条約の規定に従って，地域内におけるプログラム／プロジェクトのための土地回収，賠償，土地収用に係る指導，実施の責務を負う。

6. 法令の規定に従って，地域内における ODA 資金／譲許的ローン資金に対する国家管理の機能を実施する。

7. 公開性，透明性を確保するとともに，自らが直接管理及び実施するプログラム／プロジェクトの ODA 資金／譲許的ローン資金の使用効果に関する責務を負う。

8. （地方政府の）省レベルの予算に ODA 資金／譲許的ローン資金を転貸するための中央予算スキームを適用するプログラム／プロジェクトに対して外国債務を返済するため，十分かつ期限どおりに，中央予算の債務返済資金を配分する。

第 9 章 施行条項

第 88 条. 実施体制

1. 計画投資省は，本政令施行のためのガイダンスに係る通達を公布する。
2. 財政省は，権限に従って，ODA 資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに対する財務管理に関する本政令施行のためのガイダンスに係る通達を公布する。

第 89 条. 経過措置

1. 権限を有する機関によってリストが承認された ODA ローン資金／譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに対して、実施プロセスにおいて補充、調整の必要性がある場合、本政令の投資方針の調整に関する規定に従って実施する。

2. 本政令が効力を有する日より前に、プログラム／プロジェクトに係る提案、プログラム／プロジェクトに係る投資方針が権限を有する機関によって承認されたプログラム／プロジェクトは、本政令の規定に従って、次の各々の手順、手続きを継続して実施する。

3. 本政令が効力を有する日より前に、権限を有する機関によって承認された、投資プロジェクトの準備に係る無償 ODA 資金を使用する技術協力に係るプログラム／プロジェクト、独立した無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトは、本政令の規定に従って、次の各々の手順、手続きを継続して実施する。

4. 本政令が効力を有する前に、実施方針及びプログラム／プロジェクトに係る文書が承認された、無償 ODA 資金を使用する技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトは、実施プロセスにおいて、本政令第 23 条第 1 項の規定の実施方針の承認権限に属する各々の技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトに変更を引き起こさない内容の調整を有する場合、所管機関は、本政令第 27 条第 2 項の規定に従って、プログラム／ノン・プロジェクトに係る文書の調整に係る手順、手続きを実施する。調整内容が、本指令第 23 条第 1 項に従って、実施方針の承認権限に属する各々の技術協力プロジェクト／ノン・プロジェクトの変更を引き起こす場合、所管機関は、本政令第 25 条、第 26 条、第 27 条の規定に従って、承認、調整に係る手順、手続きを実施する。

5. 権限を有する機関によって国の名義で署名された ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する合意に調整、追加がある場合、本政令の規定する ODA ローン資金／譲許的ローン資金に関する合意の調整、追加に関するプロセス、手続きに従って実施する。

6. 実施中の合同プロジェクトに関して、合同プロジェクトの所管機関は、各々のプロジェクトコンポーネントための資金に係る手配、配分及び計画の割当てに係る機能を有しない。

第 90 条. 施行効力

1. 本政令は、2020 年 5 月 25 日から施行の効力を有するとともに、公的開発援助（ODA）資金及び外国ドナー譲許的ローン資金の管理及び使用に関する 2016 年 3 月 16 日付政令 No.16/2016/ND-CP 及び 2018 年 10 月 1 日付政令 No.132/2018/ND-CP に取って代わる。

2. 各々の大臣，（中央政府の）省レベルの機関の長，政府直轄機関の長，（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員長，関連する組織，個人は，本政令を施行する責務を負う。

（添付資料：省略）

宛先:

- 党中央書記局
- 政府首相，各政府副首相；
- 各々の（中央政府の）省，（中央政府の）省レベルの機関，政府直轄機関；
- （地方政府の）省・中央直轄市の評議員会，人民委員会；
- 党中央事務局及び各委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席府；
- 国会の民族評議会及び各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計検査院；
- 国家財政監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体の中央機関；
- 首相府：官房長官，官房副長官，政府首相補佐官，情報通信部長，各庁・局，直轄ユニット，官報；
- 保管: VT, QHQT (2b) . 110

首相

（署名）

グエン・スアン・フック

（注）法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり，仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について，一切の責務を負いかねますので，法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。